

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）の評価と課題について

第 1 章 「杜の都環境プラン」の概要	．．．．	P. 1
第 2 章 本計画に基づくこれまでの取組み	．．．．	P. 4
1 新たな条例制定・計画策定等	．．．	(P. 4)
2 施策・事業等	．．．．．	(P. 8)
3 推進体制等	．．．．．	(P. 28)
第 3 章 本計画の総括的な評価と今後の課題	．．．．	P. 30

平成 21 年 7 月

仙 台 市 環 境 局

## 第1章 「杜の都環境プラン」の概要

### (1) 策定期間・期間・根拠・位置づけ

「杜の都環境プラン」(以下、「本計画」という。)は、平成5(1993)年7月に「(仮)杜の都環境プラン基本構想検討委員会」を設置して構想検討を開始し、平成7(1995)年3月の、「仙台市環境基本条例」の制定と施行を受け、同条例第8条に基づく環境基本計画として、平成9(1997)年3月に計画決定された。計画期間は、平成9年度から22年度までの14年間である。

### (2) 主な背景認識

本計画策定当時の環境課題は、それ以前に制定された、「仙台市公害防止条例」(昭和46(1971)年)、「杜の都の環境をつくる条例」(昭和48(1973)年)、「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49(1974)年)等に基づく取組みにより、産業公害や水質汚濁等の課題の解消、地域環境資源の保全が図られた一方、戦後一貫して続いてきた人口増加、丘陵部への市街地の外延的拡大等に伴い、自然環境への影響、自動車の増加と自動車公害の懸念、都市化に伴うヒートアイランド現象など、成長に伴う環境課題の顕在化が意識されていた。また、地域環境と地球環境との関連が次第に広く認識されつつあった。

また、仙台市における「環境局」の設置(平成4(1992)年)や、国における環境基本法の制定(平成5(1993)年)等を受け、環境負荷の大きな発生源である都市の責務として、関連分野も含む環境分野としての施策の体系化や今日的環境問題の施策の推進が求められていた。本計画の主な背景認識としては以下の通り。

#### ① 地球環境問題への認識

地球環境問題と都市環境問題は、密接不可分な関わりを持つ今日的環境問題であり、差し迫った社会的課題となっている。

#### ② 仙台の環境づくりの歴史の認識

「健康都市宣言」(1962年)等以降、「杜の都」の環境を重視する市民意識に支えられた努力により、政令指定都市(1989年)としての発展後も、環境はほぼ良好な形で維持された。

#### ③ 新たな視点での取組みの必要性の認識

人口の集中や都市活動による都市の環境問題が深刻化。今後は、地球環境への配慮も視点に加え、ライフスタイルや事業のスタイルが環境に配慮した形に転換されるよう、長期的展望に基づく総合的・計画的な取組が必要である。

(「序章」P.1より要約)

### (3) 主な課題認識

本計画では、特に、人口増や都市の外延的拡大に伴う環境負荷の集積や、自然生態系への影響など、都市型の環境問題が顕在化してきたことを第一の課題に掲げるとともに、資源エネルギーや公害などの従来からの環境問題、さらに地球温暖化等の新たな地球環境問題を課題として設定している。本計画の主な課題認識としては以下の通り。

### ① 都市型環境問題の顕在化

- 人口の増加と市街地の拡大（環境負荷の集積、都市型環境問題の深刻化等）
- ヒートアイランド現象（快適性の阻害の懸念）
- 水循環の不健全化（河川流量の低下、雨水浸透能力や保水力の低下、ヒートアイランド化の助長）
- 自動車公害の深刻化（自動車保有台数の増、ディーゼル車の増、大気汚染や騒音問題）

### ② 公害問題

- 大気汚染（光化学オキシダントは環境基準を超過。NO<sub>2</sub>とSPMも一部環境基準を超過。それらの主要な原因としての自動車公害防止の必要性）
- 水質と汚濁物質（梅田川や一部の中小河川の水質の問題、仙台湾等における富栄養化）

### ③ 自然環境の状況

- 地形・地質（奥羽山脈から太平洋に至る地形・地質上の特色を本市の重要な要素として認識）
- 森林等の緑（農林業の担い手不足等により今後の森林・田園等の保全に与える影響が懸念）
- 動植物の生息・生育（都市化の進展の中で豊かな生態系の確保と共生が課題）
- 生き物とのふれあい（自然に関する関心の低下の懸念）

### ④ 資源、エネルギーの利用と消費

- 水の利用（上水道の利用と供給の量は増加傾向）
- エネルギー消費（電力・電灯使用量、都市ガス使用量の推移からは増加傾向）
- 廃棄物の処理とリサイクル（ごみ処理量や一人当たりごみ排出量は増加傾向）

### ⑤ 地球環境問題への注目（地球温暖化、フロン削減、酸性雨、熱帯林対策）

- 地球温暖化（市民・事業者の省資源・省エネルギーや、緑の確保が課題）
- オゾン層の破壊（フロン類回収の取組み充実が必要）、酸性雨（監視体制の充実、自動車対策推進の必要）、熱帯林の減少（公共事業での使用抑制等）、環境国際交流（一層の推進）

(pp. 7～23 「第1章」より要約)

## (4) 目指すべき都市像・「4つの都市像」とその考え方

以上の背景のもと、本計画は、当時の仙台市の大きな課題であった、「都市成長の適正な管理」を行うことを基本的な考え方の第一に掲げるとともに、仙台のアイデンティティである「杜の都」の豊かな環境や、それを守り、育ててきた市民との豊かな関係性を再評価し、「【杜】にまなび、【杜】といきる都」を環境から見た都市像の全体像として掲げるとともに、実現すべき4つの都市像を掲げ、現代の環境課題への対応を進めることとした。

### 【基本的な考え方】

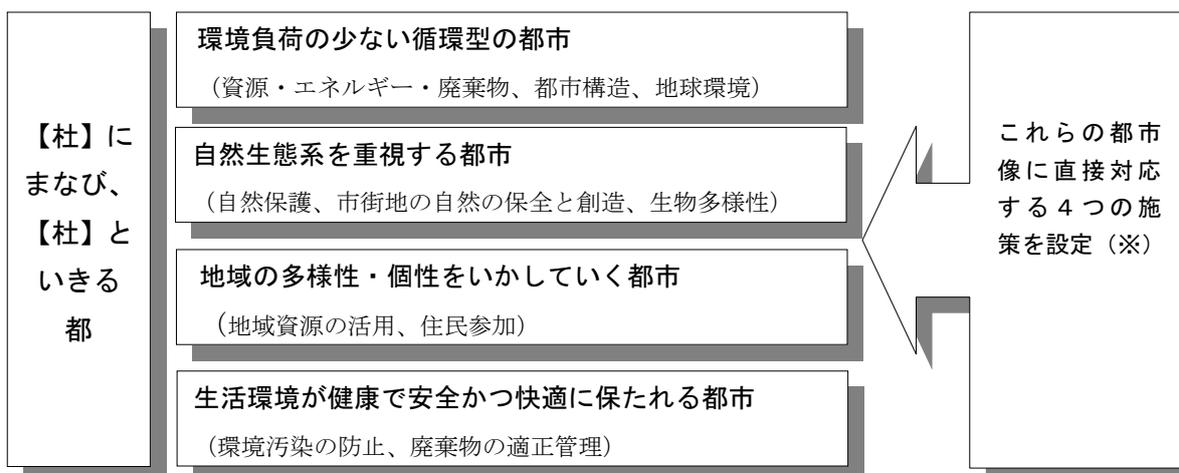
- ① 都市成長の適正な管理を行う（環境の持つ多面性の重視、環境保全活動と都市活動とのバランス管理）
- ② 将来の世代や他の地域の環境への配慮（将来世代の発展の保障、他の地域の環境保全につなげる）

- ③ 環境に配慮した行動（環境リスクを見通した行動規範、市民・事業者の参加、主体ごとの評価の重視）
- ④ 「杜の都・仙台」の豊かな環境の活用（森林等の環境保全機能の重視、地勢的完結性の活用）

**【杜】にまなび、【杜】といきる都**

「杜（森を含む）」の仕組みに学び、倣い、「杜」を保全し、「杜」と調和・共生して活動する都市を目指す意味で、21世紀半ばを展望した長期的な目標としての環境面から見た都市像の全体像を「【杜】にまなび、【杜】といきる都」と掲げることとした。

**【4つの都市像と施策体系】**



(※) このほか、4つの施策体系に共通する施策として、新しいライフスタイルや産業活動のスタイルの推進、環境教育・学習の推進などを設定。

(pp. 29-37「第2章」を要約)

**(5) その他計画に定める内容と特徴等**

その他、本計画では、施策評価のための指標や、主体別の環境配慮の指針等、以下の内容を定めている。

① 「重点目標（定量目標）」10項目の設定 [第3章]

都市像の実現を図るための各種施策を評価するため、10項目の定量目標を設定した。

② 「環境配慮の指針」の設定 [第4章・第5章]

環境の保全と創造は、市民や事業者の自主的な取組みと相まってなされるという認識から、「市民・事業者・民間団体の主体別の行動指針」を、また、土地の利用に際しての環境影響を最小限に抑えるための道しるべとして、「土地利用の面からの配慮の指針」を設定した。

③ 推進体制の提示 [第6章]

公共事業の主体、大規模な事業者としての側面を持つ市役所自体の「率先行動計画」の策定、PDCAサイクルに基づく進行管理、開発事業等に対する環境調整システムの導入、条例による環境アセスメント制度の整備を位置づけた。

## 第2章 本計画に基づくこれまでの取組み

本計画は、環境分野における「基本計画」として、個別の事業のみならず、関連する他分野も含む、環境の保全と創造を目的とする取組みに関わる政策的な枠組全体を規定するものとして策定されている。そのため、計画に基づく取組みの評価にあたり、(1)条例制定・計画策定等 (2)施策・事業等 (3)推進体制のそれぞれについて、本計画に基づいて行われてきたことを概説する。

### 1 新たな条例制定・計画策定等

本計画は、「今後、市が行う環境に関する施策は、この計画で示している環境づくりの基本的な方向性に沿って展開していくこととなるものであり、この計画の内容を根拠に、新たに実施計画をつくるなどして具体的・個別的な取組みを進めていく」としており、従来から行われてきた公害対策や廃棄物対策等に加え、環境分野における新たな政策的な枠組として、各種条例・計画等の新たな制定・策定または改定等がなされた。また、環境以外の分野における計画・施策についても、環境の保全と創造に関することについて、その方向づけがなされた。

#### (1) 主な条例制定・計画策定等の概要

##### ① 都市環境のバランス管理

本計画の基本的な考え方の第一に掲げられた、「都市成長の適正な管理」の実現を目指し、環境面からの調和・調整の仕組みを与えるための制度として、新たに「仙台市環境影響評価条例」の制定（平成10（1998）年）がなされた。

また、本計画の翌年に計画決定した「仙台21プラン（仙台市基本計画）」において、本計画の目指す理念や方向性が踏襲された結果、「集約型の市街地形成」をその基本的な方向の第一に掲げた、「都市計画の方針」（平成11（1999）年）、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の制定（平成16（2005）年）などをはじめ、環境局以外の都市計画、交通政策、緑化等の関連領域を含む各政策分野において、環境への配慮を規定した条例・計画等が策定され、機能集約型の都市構造や、公共交通の利用の促進等の取組みを進める枠組みが作られることになった。

（以下では、各個別計画との混同を避けるため、本計画名は「杜の都環境プラン」のまま記載する）

##### ■ 仙台市環境影響評価条例（平成10（1998）年12月制定）

杜の都環境プランの中で、できるだけ早期の整備が明記されていた。条例の目的として、「…土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、仙台市環境基本条例の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与すること」を掲げ、必要な手続き等を定めている。

##### ■ 杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16（2004）年3月制定）

基本理念の一つとして、「郊外部における土地利用は、…地域の社会的、経済的又は文化的諸条件に配慮しつつ自然が豊かな地域特性をできる限り損なわないことを旨として、行われなければならない。」を掲げ、郊外部（市街化調整区域及び都市計画区域外）において開発事業を実施しようとする事業者の義務や、市民意見や市長意見の聴取も含む必要な手続きを定め、郊外部における適正な土地利用を誘導することを趣旨とした。

## 【主要な動向】

年	環境部門等における動向等	市全体・関連領域における動向等
H9 (1997)	仙台市自動車環境負荷低減計画 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）	仙台市森林基本計画（※1） 仙台グリーンプラン 21（緑の基本計画）（※2）
H10 (1998)	仙台市環境率先行動計画 仙台市環境影響評価条例	仙台 21 プラン（仙台市基本計画）（※3）
H11 (1999)	仙台市一般廃棄物処理基本計画 仙台市水環境プラン、ISO14001 認証取得	都市計画の方針（都市計画の方針）（※4）
H12 (2000)		
H13 (2001)		東西線沿線まちづくり基本方針（※5）
H14 (2002)	仙台市地球温暖化対策推進計画改定 仙台市環境教育・学習プラン	仙台市農業基本計画（※6）
H15 (2003)		
H16 (2004)	仙台市自動車環境負荷低減計画改定	杜の都の風土を守る土地利用調整条例
H17 (2005)	仙台市一般廃棄物処理基本計画一部改正	広瀬川創生プラン（※7）
H18 (2006)	新・仙台市環境行動計画	仙台市都市ビジョン（※8）
H19 (2007)		仙台市農業基本計画（※6 改定）

### ※1 仙台市森林基本計画（平成 9(1997)年 8 月策定）

目的として、「林業の活性化を通じた森林整備によって、環境保全と森林の市民利用とが調和した、…方向性と展開方向を明示する」ことを掲げている。また、森林の保全に関して、「公益的機能や森林づくりに杜の都環境プラン等の計画と連携しながら森林の機能に応じた保全・育成を図る」とした。

### ※2 仙台グリーンプラン 21（緑の基本計画）（平成 9(1997)年 10 月策定）

基本理念に「自然と街がとけあう杜の都・仙台」を掲げるとともに、緑地の配置方針の一つに「環境保全系統」を掲げ、すぐれた自然環境や歴史的風土の保全や、緑の骨格を形成する緑地の保全・整備、日常生活圏の中で身近に接することのできる緑の保全・整備を通じて良好な都市環境の形成を図るものとした。

### ※3 仙台 21 プラン（仙台市基本計画）（平成 10(1998)年 3 月策定）

都市像の一つとして「地球環境時代を先導する悠久の杜の都・仙台」を、計画の視点の一つとして「持続的発展が可能な都市づくり」を、都市空間形成の基本方向に「自然と市街地が調和する杜の都の基本構造を次の世代に引き継ぐとともに、より一層緑豊かで魅力的な杜の都を創造していく」、「軌道系交通機関を基軸としたまとまりのある集約型の市街地形成」を掲げた。

### ※4 都市計画の方針（都市計画マスタープラン）（平成 11(1999)年 10 月策定）

基本的な方向の一つに、「集約型の市街地形成への転換」を掲げ、軌道系交通機関を基軸としながら、既に市街化された地域においては土地の有効利用を推進し、新たな市街地の拡大は、軌道系交通機関沿線に誘導することを方針としている。

### ※5 東西線沿線まちづくり基本方針（平成 13(2001)年 11 月策定）

目標の一つに「次の世代へ受け継がれる環境にやさしいまちづくり」を掲げ、その基本方向として、建設に伴う自然・生態系への影響の軽減、沿線の緑地や水辺などの自然の保全等による自然共生、自動車交通に依存しない公共交通中心の移動環境の実現を通じ、環境負荷が少ないまちづくりの推進を掲げた。

### ※6 仙台市農業基本計画（平成 14（2002）年 5 月策定、平成 19(2007)年 6 月改定）

「循環型農業」、「農地の保全」を掲げ、環境への負荷を軽減する自然生態系に調和した生産方式の促進や景観や生態系など環境に配慮した生産基盤の整備を推進するとし、持続的な農業生産の促進、有機性資源の有効活用、仙台市の土地利用計画に基づいた農地の保全と活用、環境に配慮した基盤整備の推進、中山間地域の保全を掲げた。

### ※7 広瀬川創生プラン

杜の都・仙台のシンボルであり、市民の誇りである広瀬川を、後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、市民の主体的な参画を得ながら将来にわたって保全していくとともに、安全安心の豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を図っていくことを目的とする。

## ※8 仙台市都市ビジョン（平成 19(2007)年 1 月策定）

仙台 21 プランに定める将来都市像の実現のため、産業活性化や都市基盤整備などの取り組みの指針として策定。本市をとりまく環境制約から、「郊外部の開発を抑制し、自動車に過度に依存しない街づくりを進めるなど、都市経営コストや環境負荷の低減等にも配慮した都市構造へと転換することが必要」としている。

## ② 地球温暖化対策

地球温暖化対策については、本計画策定前の平成 7（1995）年に、「仙台市地球温暖化対策推進計画」が既に策定されていたが、平成 9（1997）年の地球温暖化京都会議（COP3）後の動きに対応し、平成 14（2002）年に、平成 22（2010）年における一人当たり温室効果ガス排出量を、平成 2（1990）年度比で 7%削減する目標を設定する等の全面改訂が行われるとともに、市民との協働による推進体制（仙台市地球温暖化対策推進協議会）が構築された。

### ■ 「仙台市地球温暖化対策推進計画」（平成 7(1995)年策定・同 14(2002)年 5 月改定）

温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふっ化硫黄）について、「国レベルで行われる規制的な取組」「今後普及が期待される技術開発など」「地域レベルにおいて実施することが可能な取組」を合わせた削減可能量のケース別の算定結果から、一人当たりの排出量の削減目標を定めている（杜の都環境プランの指標（一人当たり二酸化炭素排出量を 1990 年レベル以下とする）の修正としての位置づけ）。また、市の事務事業の実施における温室効果ガス排出量の削減目標を定めている。

## ③ 環境教育・学習

杜の都環境プランでは、環境に対する意識と行動を変える環境教育・学習の推進が規定された。これに基づき、市役所内への担当組織の設置（平成 10（1998）年）、環境教育・学習プランの策定（平成 14（2002）年）、市民協働の推進組織「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」（FEEL Sendai）の設立（平成 16（2004）年）等が行われるとともに、従来からの関連事業の整理・体系化が行われた。

### ■ 「仙台市環境教育・学習プラン」（平成 14(2002)年 8 月策定）

家庭・地域・学校・職場など様々な場で、環境教育・学習を進めるための指針として策定。「人材」、「機会」、「場」、「情報」、「連携・交流」の 5 つの柱を掲げ、市民・地域・学校・NPO・事業者が、それぞれの立場で環境教育・学習を進める際の具体的な取組み等を定め、杜の都・仙台の環境まちづくりを支える人を育てることを目標に設定している。

## ④ 水環境の創造・自動車公害（自動車環境負荷低減）対策

杜の都環境プランでは、水循環システムの健全化や水辺空間等の確保、かつての用水の再生などの新たな観点から水環境を捉えたが、これを受けて更に積極的に取り組みを進めるため、「仙台市水環境プラン」を策定して良好な水環境の形成のための方向性や指標等を設定した。また、自動車について、公害の観点のみならず温室効果ガスの発生抑制の観点も加えて、「自動車公害防止計画」（その後「自動車環境負荷低減計画」として改定）が策定された。

### ■ 「仙台市水環境プラン」（平成 11(1999)年 3 月策定）

- ・ より良い水環境を保全・創造するための施策の枠組みと方向を明らかにした行政計画として、また市民、事業者が、自発的に行動するための方向付けを示すものとして策定。
- ・ 本計画の定量目標である雨水の地下浸透能力、一人当たり水道使用量に整合した目標設定を行うとともに、杜の都環境プランにおいては触れていない、生活排水処理率の目標を定める。

### ■ 「仙台市自動車環境負荷低減計画」（平成 9(1997)年 3 月策定※、平成 16(2004)年 4 月改定）

- ・ 杜の都環境プランにおける自動車からの窒素酸化物排出総量の削減目標は平成 12（2000）年度に達成されたことを踏まえ、改定計画では二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音についてより高い環境目標を設定。
- ・ 温室効果ガスについては、仙台市地球温暖化対策推進計画の目標の達成に寄与することを目指すとする。
- ・ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質について、できるだけ早期に平成 22 年度予測レベル（1.5 まで）削減する

ことを目標として定めている。

※「自動車公害防止計画」として策定

### ⑤ ごみ減量・リサイクル推進

ごみ減量・リサイクルについては、杜の都環境プランとは別に、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例や一般廃棄物処理基本計画等の関連計画により施策の推進がなされており、杜の都環境プラン策定後、一般廃棄物処理基本計画の全面改定と「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーンの開始（平成11（1999）年）、プラスチック製容器包装の分別収集（平成14（2002）年）、家庭ごみ等有料化と紙類定期回収（平成20（2008）年）などを実施している。

#### ■ 「仙台市一般廃棄物処理基本計画」（平成11（1999）年3月策定、平成17（2005）年一部改正）

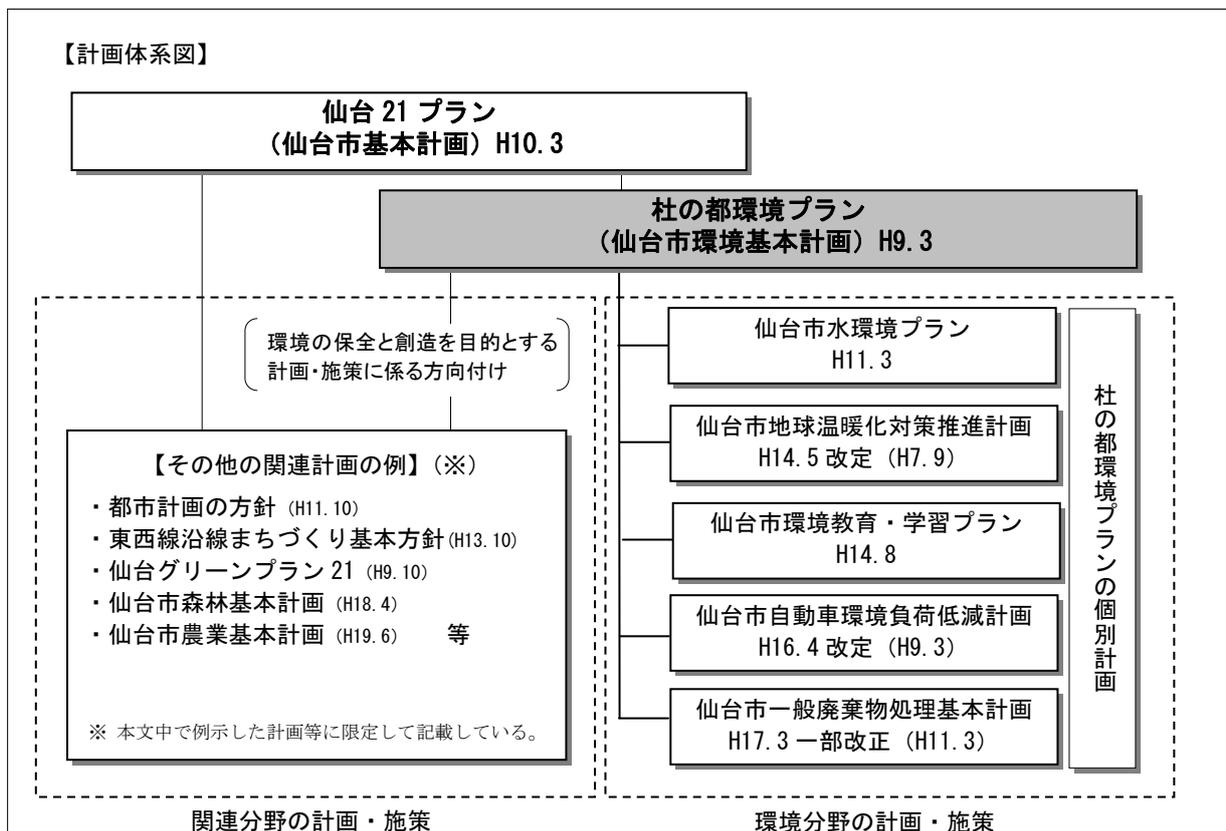
- ・ 廃棄物の適正な処理を行うための計画であり、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に努めることにより循環型の都市づくりを進めるため、ごみ処理、生活排水処理等について規定している。
- ・ 杜の都環境プランにおける一人当たりのごみの排出量の目標については、この計画でさらなる減量目標を設定している。

### ⑥ 市の率先行動の推進

杜の都環境プランでは、計画の実効ある推進のための施策の一つとして、大規模な事業者としての市の率先行動計画の策定を規定している（第6章第1節）。これに基づき、平成10（1998）年に「仙台市環境率先行動計画」が策定された。また、平成18（2006）年には、仙台市環境率先行動計画、ISO14001（平成11（1999）年認証取得）及び仙台市地球温暖化対策実行計画の3つの環境マネジメントシステムを集約し、仙台市実施業務による環境負荷低減を推進する上で基本となる4つの指針を定めた、「新・仙台市環境行動計画」として改定された。（なお、推進体制についての詳細は、3 推進体制 を参照）

## (2) 計画体系等

計画体系については、杜の都環境プランの直接の個別計画の整備のほか、環境の保全と創造を目的とした関連分野の計画・施策も含めた計画体系が確立した。



## 2 施策・事業等

杜の都環境プラン（以下「本計画」という。）の都市像の実現を図るために展開すべき環境施策の方向性として、「4つの都市像」に直接対応した4つの施策と、各都市像に共通する2つの施策の計6つの施策により体系化し、その下に関連する事業を位置づけた。

### （1）施策の体系

4つの都市像に対応する4施策を、「新しいまちをつくる」施策、各都市像に共通する2施策（主に市民や事業者に関わる普及啓発や活動支援等に関するもの）を「新しいくらしをつくる」施策として構成した。また、特に重要と考えられる事項を「重点目標」として掲げ、指標を設定した。

#### ■ 都市像ごとの環境施策の体系（新しいまちをつくる）

4つの都市像	→	環境施策の体系	
環境負荷の少ない循環型の都市	→	I 環境負荷の少ない循環型の都市をつくる	1. 資源・エネルギーの利用方法に留意し、自然の健全な循環を確保する 2. 都市の構造そのものを環境の負荷の少ないものにする 3. 地球環境の保全に貢献する
自然生態系を重視する都市	→	II 都市の中の自然生態系を守り、つくる	1. 山脈から丘陵地までの緑を保全する 2. 田園地帯の特性をいかす 3. 市街地の自然を守り、つくる 4. 生物の多様性を確保する
地域の多様性・個性をいかしていく都市	→	III 多様な地域環境をいかした魅力ある地域づくりを進める	1. 環境資源をいかした魅力ある地域づくりを進める 2. 地域住民による地域環境づくりを推進する
生活環境が健康で安全かつ快適に保たれる都市	→	IV 健康で安全かつ快適な生活環境を確保する	1. 環境汚染を未然に防止する 2. 廃棄物の適正処理を推進する 3. 環境質をより高める

#### ■ 都市像に共通した環境施策の体系（新しいくらしをつくる）

V 新しいくらしのスタイルをつくる	1. 環境負荷の少ないくらしのスタイルをつくる 2. 環境負荷の少ない産業活動のスタイルをつくる
VI 新しいくらしづくりを支援し、推進する	1. 環境を守り、育てる市民・事業者の活動を支援する 2. 意識と行動を変える環境教育・学習を推進する

### （2）施策の体系ごとの取組みの状況と結果（定量目標の動向を含む）

上記の6つの施策I～VIに対応する具体的取組みの状況と結果（重点目標の指標による達成動向を含む）については、次ページ以降の通りである。

※ 図表で出典の記載のないものは、仙台市の環境又は仙台市の環境に掲載されているデータ等を独自に加工したものである。

## I 環境負荷の少ない循環型の都市をつくる

### 1. 資源・エネルギーの利用方法に留意し、自然の健全な循環を確保する

- 土地利用に関する規制・調整制度の確立により、水循環の維持は概ね図られた。
- エネルギー使用抑制、地球温暖化対策に関する市としての率先的な取組みと意識啓発を実施するも、今後、より実効的な取組みが必要。
- ごみ減量の目標は達成、リサイクルについての目標は概ね達成。今後、より高いレベルの取組みが期待される。

#### 目的・ねらい

- 水の循環システムの健全を確保することにより、自然の浄化・回復作用を最大限活用し、低負荷で質の高い環境を保全する。
- 資源の枯渇と地球温暖化に対する対策のため、化石燃料の使用を抑え、再生利用可能エネルギーの活用を目指す。
- 自然の循環を維持するため、廃棄物の減量と再生利用を促進する。

#### 施策体系

1. 資源・エネルギーの利用方法に留意し、自然の健全な循環を確保する”
- (1) 水の循環システムの健全性を確保するとともに、水の有効利用を推進する
    - ① 雨水の地下浸透（地下水の涵養）
    - ② 保水能力の向上
    - ③ 水の有効利用
  - (2) エネルギーの消費の抑制と有効利用を推進する
    - ① エネルギー使用の抑制
    - ② エネルギーの効率的利用
    - ③ 自然エネルギー・未利用エネルギーの活用
  - (3) 廃棄物の減量とリサイクルを推進する
    - ① 資源の使用抑制とごみの発生抑制
    - ② 再利用・再生品の利用
    - ③ 資源回収と再資源化

#### 定量目標

- ① 2010年度（平成22年度）における雨水の地下浸透（地下水の涵養）能力について、現在（計画策定時。以下同様）のレベルで維持することを目指す。
- ② 2010年度（平成22年度）における一人当りの水道使用量について、現在のレベルで維持することを目指す。
- ③ 2010年（平成22年）における一人当たりの二酸化炭素排出量について、1990年（平成2年）レベル[2.03t（炭素換算）]以下に低減することを目指す。
- ④ 2010年度（平成22年度）における一人当たりのごみの排出量について、1995年度（平成7年度）レベル[1,217g/日]以下に低減することを目指す。
- ⑤ 2010年度（平成22年度）におけるごみの資源化率について、30%以上とすることを目指す。[1995年度（平成7年度）：16.4%]

## 概況・実績

### 水循環

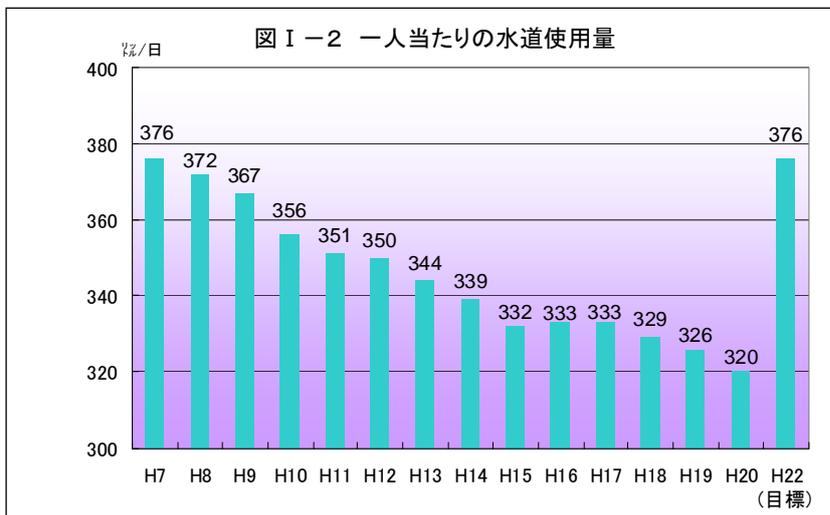
市全体としての土地利用の方向については、都市の成長＝市街地の拡大を前提とした都市計画の考え方から、集約型の市街地形成という大きな方針の下、市街地拡大抑制へと大きく転換し（詳細は施策体系Ⅱ参照）、仙台市全体としての水循環に大きく寄与している西部の山地・丘陵地や東部の田園地帯の保全が図られている。雨水地下浸透能力、水道使用量については定量目標を掲げ、水循環全体については、個別計画である「水環境プラン」を作成し、施策を進めてきた。

図 I - 1 雨水の地下浸透能力

目標値	平成22年度において、平成7年度のレベルを維持
平成5年度	50.8 mm/h
平成11年度	37.0 mm/h
平成20年度	31.3 mm/h

※平成5年度は調査方法が異なり、平成20年度は試算値であり、正確な比較はできない。

市街化区域内での森林面積の減少や都市化による不浸透面積の増加により、雨水地下浸透能力は減少しているものと思われる（図 I-1 平成 5 年度は調査方法が異なり、平成 20 年度は試算値）。水道使用量については現状レベルを維持することを目標としていたが、節水意識の向上等により、年々減少している（図 I-2）。



### エネルギーの消費抑制等

エネルギー、特に化石燃料の使用抑制は、地球温暖化防止の観点から今日では最重要課題となっている。本計画では、市役所自身の排出削減、公共施設への省エネ設備の積極的導入（図 I-3）、市民への意識啓発に力点を置き、市の環境行動計画（図 I-4）、市民意識調査の結果（図 V・VI-2）等からは、一定の効果を上げてきたものと考えられる。一方、市全体の二酸化炭素排出量は平成 12（2000）年をピークに横ばい又は微減傾向にあるものの、定量目標達成は厳しい状況である。排出を部門別にみると（図 I-5）、運輸部門が最も多く、自動車の低燃費化、より排出量の少ない公共交通への誘導等の対策が重要となってくる。（地球温暖化対策として施策体系 I-3 でも述べる。）

図 I-3 太陽光発電システム(旭丘小学校)



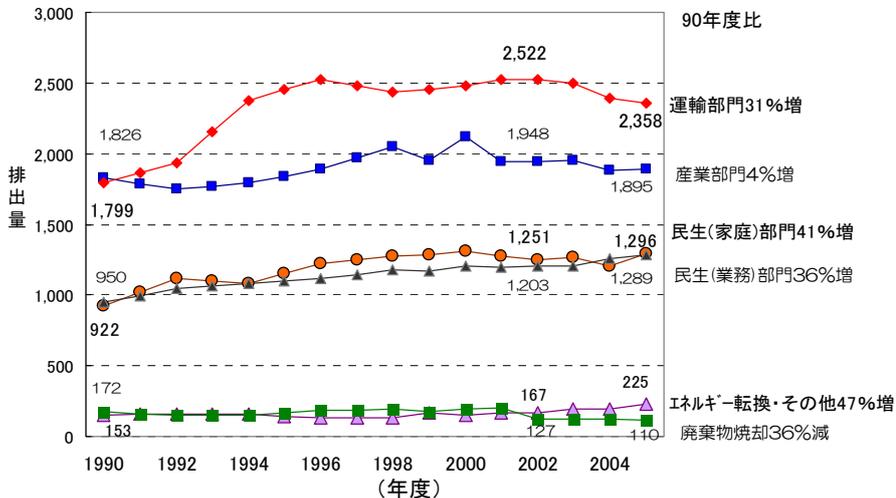
図 I-4 市業務に伴う二酸化炭素排排出量 (平成 20 年度)

単位：tCO<sub>2</sub>

基準値 (平成 16 年度)	158,896
目標値 (平成 20 年度)	155,463
実績値 (平成 20 年度)	145,876
基準値比	△8.2

(平成 21 年 6 月 日現在 速報値)

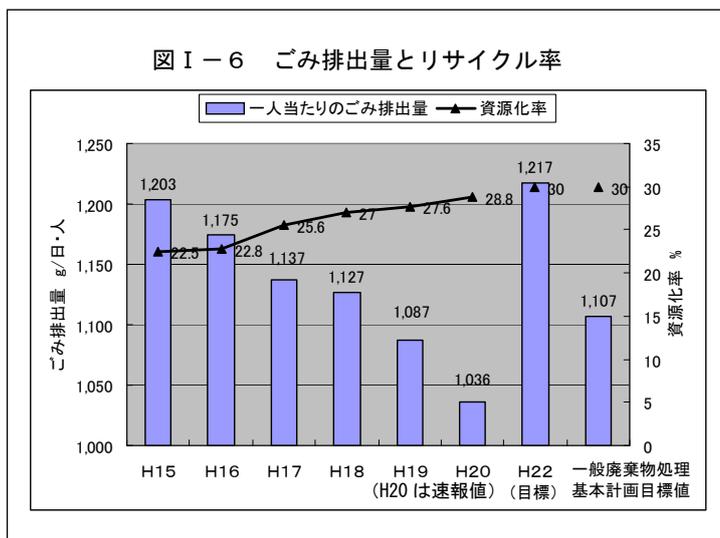
図 I-5 市全体の部門別二酸化炭素排排出量



## 廃棄物の減量・リサイクルの推進

廃棄物の減量・リサイクルについては、本計画において「一人当たりのごみ排出量」と、「ごみの資源化率」を定量目標として掲げ、さらに個別計画である一般廃棄物処理基本計画では、平成11(1999)に目標値の見直しを行い、ごみ排出量についてはさらに厳しい目標値としている。

紙類の集団資源回収実施団体(子ども会等)への支援、粗大ごみ有料化、プラスチック製容器包装の分別収集、再生可能な紙類の焼却工場への搬入禁止、家庭ごみ等有料化、紙類定期回収等の施策に加え、「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーンによる啓発事業を展開し、キャンペーンキャラクター「ワケルくん」は全国的な知名度を持つまでに至っている。これらの取組みの結果、廃棄物の減量・リサイクルに関する定量目標は概ね達成している(図I-6)。



## 評価・課題

水循環について、水循環に大きく寄与している西部の山地・丘陵地や東部の田園地帯の保全の仕組みがほぼ整い、今後大きく低下することはないと考えられる。ヒートアイランド、洪水対策、水量低下による親水性の低下・生態系への影響等の点から、特に市街地内の地下浸透・保水能力の向上は重要であるが、現在の調査方法では、緑化や浸透ます設置等の効果が反映されないため、指標の設定又は調査方法も含め、改めて検討する必要がある。

エネルギーの消費抑制等について、現計画では市役所の率先的な行動・設備導入と市民への意識啓発に関する施策が主であり、成果も得られている。しかし、エネルギーの消費抑制=地球温暖化対策は、今日では世界的な最重要課題となり、単体の対策だけにとどまらない地域としての総合的な取組みが求められる。今後は都市の将来を見据えた意欲的な目標を掲げ、実効的な施策を展開していく必要がある。

廃棄物の減量・リサイクルについては、目標を概ね達成しているものの、平成20年度に実施されたごみ有料化による減量効果を維持するとともに、さらに高い目標を設定し、循環型社会構築に向けより一層の取組みを進めていくことが今後の最重要課題の一つである。

## I 環境負荷の少ない循環型の都市をつくる

### 2. 都市の構造そのものを環境の負荷の少ないものにする

- 拠点形成とそれを結ぶ交通軸による、効率がよく環境負荷の少ない都市づくり（機能集約型都市形成）が着手された。
- 環境負荷の少ない交通体系の形成のため、今後、鉄軌道・バスの公共交通機関、自転車の利用、物流、道路網の整備等を含めた総合的な交通戦略の推進が必要。

#### 目的・ねらい

- 緑豊かな山地や丘陵地に広がる里山等、「杜の都・仙台」の基本構造を保ち、自然の循環を確保する
- エネルギー消費効率のよい都市づくりのため適切な土地利用の推進することにより市街地の拡大をさけるとともに、都心部における環境負荷の集中を避ける。
- 公共交通機関の整備、物流対策、道路対策等を通して、環境負荷の少ない交通体系を構築する。
- 下水道等の環境に配慮した都市基盤整備と環境に配慮した新しい技術を推進する。

#### 施策体系

2. 都市の構造そのものを環境の負荷の少ないものにする
- (1) 「杜の都・仙台」の基本構造を保つ
  - (2) 環境負荷の集中を避けた都市づくりを進める
    - ① 自立的な地域形成
    - ② 自然の循環の利用
  - (3) 環境負荷の少ない交通体系を構築する
    - ① 公共交通機関の整備等
    - ② 物流対策
    - ③ 道路対策
  - (4) 環境保全に関する社会資本の整備を進める
    - ① 環境に配慮した都市基盤整備
    - ② 環境に配慮した技術導入の推進

## 概況・実績

### 「杜の都・仙台」の基本構造を保つ

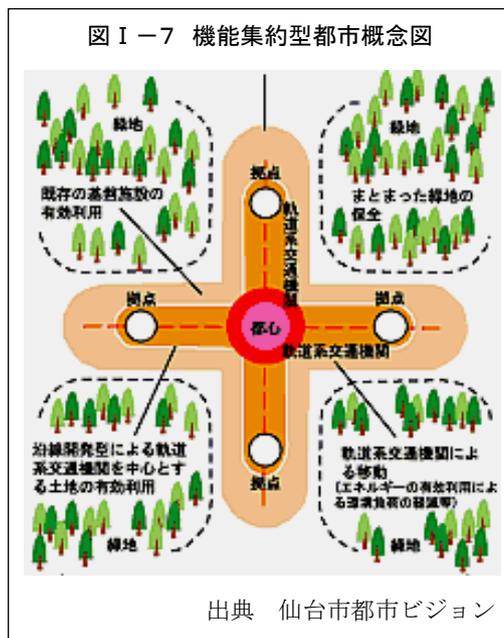
本市の自然の循環を支えている「杜の都・仙台」の基本構造を保つことは、環境への負荷を抑えられた都市構造と、都市と自然との良好な関係を築くための基盤となるものである。これについて、本計画では具体的には施策体系Ⅱの施策によって行うこととなっているため、後述する。

### 環境負荷の集中を避けた都市づくり

エネルギー効率のよいコンパクトな都市づくりのため、本計画策定時は泉中央と長町を副都心として機能充実させていくことを想定していたが、今日では既存の都市資源を活かしながら、鉄道などの公共交通軸に都市機能を集約した市街地を形成し、公共交通を主な移動手段として機能の連携を図る、機能集約型都市の形成へとさらに発展させ取り組んでいる。

### 環境負荷の少ない交通体系の構築

自動車交通の増大や過度の環境負荷の集中等、都市における交通は非常に重要な課題である。大量輸送が可能な鉄軌道とそこに至るまでのバス体系の整備、パークアンドライド等により公共交通機関の利用を促進している。物流については市中心部における荷捌き実験が実施されている。道路の整備



については、大規模なものは環境影響評価、小規模なものは仙台市環境調整システムにより、自然環境豊かな地域への開発を避けるといった事業の早期段階での影響回避や排水性・透水性舗装の採用等により環境配慮を進めている。また、交差点改良や立体交差化等による渋滞解消等、円滑な交通流の確保に取り組んでいる。

### 環境保全に関する社会資本の整備

環境保全に寄与する社会基盤整備として、下水道又は合併浄化槽等の普及を計画的に進め、本市の生活排水処理率は100%に近いものとなっている。

環境と調和した都市形成に関する調査として、「仙台市機能集約型市街地形成推進調査」を実施している。また、大学と連携し、環境技術の実証研究に協力した事例がある。

### 評価・課題

環境負荷の少ない都市の形成については、「機能集約型都市の形成」として本市のまちづくりの基本的な方針としたことは環境面からみても大きな成果である。この方針に基づく施策・事業が着手されたところであるが、このことの実現のため、各々の個別計画や施策・事業に環境の視点を盛り込みながら、環境部門と都市計画や交通政策部門が一体となって総合的な施策として展開していくことが必要である。

モーダルシフト等の物流対策については、引き続き実験や検討を重ねながら、検討していくことが必要である。交通流の円滑化等の道路対策により、結果として自動車利用を促進させる場合もあるため、公共交通機関を中心とした交通行動への誘導や自転車利用の促進等も含めた総合的な交通戦略を推進する必要がある。

下水道等の整備は概成しており、環境保全に寄与する社会基盤整備はほぼ完了した。

大学との連携による環境に配慮した新しい技術の導入の検討は引き続き必要であるが、今後は実用化や公共施設への積極的な導入等、新技術を活用する仕組みも検討する必要がある。

## I 環境負荷の少ない循環型の都市をつくる

### 3. 地球環境の保全に貢献する

- 地球温暖化対策に関する率先的な役割と意識啓発を実施するも、今後は実効的な施策展開が必要。
- オゾン層保護、酸性雨対策、熱帯林保護については取組みが確立した。
- IGLEI を通じた国際協力を実施。今後は、改めて本市の環境づくりや市民の活動における強みを整理し、本市として可能な国際協力や交流のあり方を見出すことが期待される。

#### 目的・ねらい

- 地球規模で起こる気候変動やオゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題に対し、国際的な視野を持って積極的に取り組む。
- 開発途上国の環境問題や地球環境問題に対する国際的な取組みにも積極的に協力する。

#### 施策体系

3. 地球環境の保全に貢献する
- (1) 地域から地球環境問題に取り組む
- ① 地球温暖化の防止
  - ② オゾン層の保護
  - ③ 酸性雨対策
  - ④ 熱帯林の保全
- (2) 国際協力を推進する
- ① 人的交流の推進
  - ② 国際協力と先端的研究

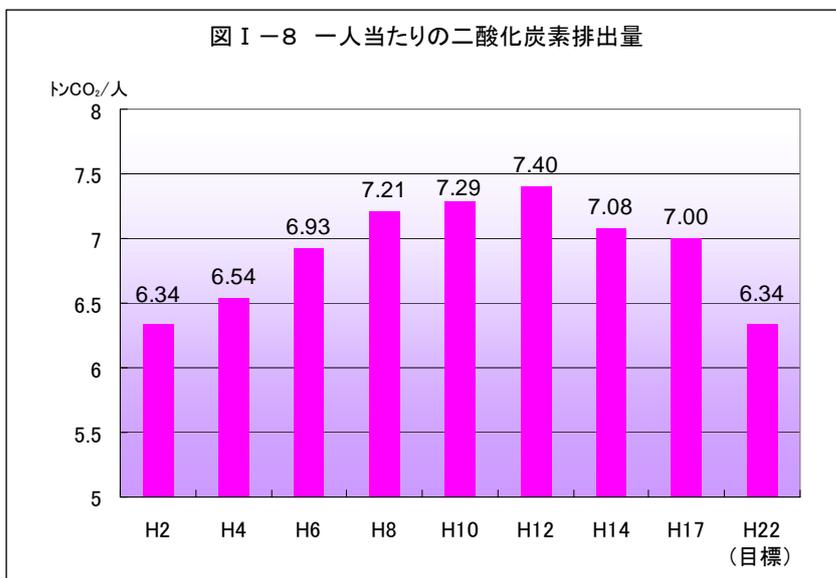
#### 定量目標

- ③（再掲） 2010年（平成22年）における一人当たりの二酸化炭素排出量について、1990年（平成2年）レベル[2.03t（炭素換算）]以下に低減することを旨とする。

## 概況・実績

### 地球温暖化対策

地球温暖化対策については、これまで率先する立場として市役所自身の二酸化炭素排出抑制、公共施設への太陽光発電や低公害車の積極的導入、市民への意識啓発等を中心に行ってきた。また、天然ガスの導入推進として、CNG（圧縮天然ガス）バスの導入、ガススタンドの整備等を実施しているほか、工場等における石油系燃料からの（ガスへの）燃料転換を推進している。燃料転換は2～3割の二酸化炭素排出削減が見込まれるほか、窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）の排出も低減され、数値的に効果を挙げられる施策として今後も期待できる。定量目標に掲げている「一人当たり二酸化炭素排出量」は、ここ数年横ばい又は微減傾向であるが、目標値達成は困難な状況である（図I-8）。



### オゾン層保護、酸性雨対策、熱帯林保護

オゾン層の保護については関係法令が整備され、市としての実施体制ほぼ解決を見ている。また、酸性

雨対策については、工場・事業場への排出抑制指導や自動車の排出ガス規制強化等により、酸性雨の原因となる NOx 濃度は比較的良好な状態を保っており、酸性雨による具体的な被害を生じるには至っていない。市の公共工事における熱帯産材については、工事の仕様書等で、使用しないことが標準化されている。

## 国際協力

仙台市では、ICLEI（持続可能性をめざす自治体協議会）に平成 8（1996）年から加入し、同所を通じての環境国際交流を主に実施してきた。各種調査への協力、機関紙等を通じた本市の取組み（グリーン購入や、市民協働による環境づくりの歴史など）の発信、世界各都市の取組み状況の把握等のほか、環境国際会議の仙台開催（平成 13(2001)年）、ヨハネスブルクサミット自治体セッションや NGO フォーラムへの参加（平成 14(2002)年）、第 1 回グリーン購入世界会議 in 仙台の開催（平成 16(2004)年）等やそこでの発表等を行っている。また、仙台市長が ICLEI の世界理事に就任し、世界理事会を仙台で開催した（平成 17(2005)年）。また、外国の都市との交流としては、ヘルシンキ市（フィンランド）との共催で、平成 9(1997)年と平成 11(1999)年に、都市計画や環境分野に関連したセミナーを相互に開催した。

これらの国際会議やセミナー等では、行政同士の交流だけではなく、NPO の交流や発表、学校同士の交流の機会なども設けられた。

## 評価・課題

オゾン層、酸性雨、熱帯林等の地球環境問題への対応は関係法令の整備等により本市でも体制及び取組みはほぼ確立した。二酸化炭素排出削減について定量目標として掲げていたものの、施策・事業は市役所の率先的な行動・設備導入と市民への意識啓発に関するものが主であり、定量目標実現のための効果的な施策・事業ではなかった。地球温暖化対策は、今日では世界的な最重要課題であり、単体の対策だけにとどまらない、都市の将来を見据えた意欲的な目標を掲げ、実効的な施策を展開していく必要がある。その際、地球温暖化対策は環境部門だけで解決できるものではないため、現在市で進めている機能集約型都市や総合的な交通体系等、都市そのもののあり方・構造の総合的な検討のなかで、最重要課題として位置付け、取組んでいく必要がある。

国際協力については、国際会議や各種の媒体を通じての仙台市の取組みの PR や、NPO や学校も含めた市民レベルの交流機会の確保とそれを通じた取組みの PR 等を行ってきたが、他施策との優先順位等の関係から近年は取組みが少なくなっている。海外との交流の中で本市が貢献しうる課題や、学ぶべき点等は依然として多いと考えられるところであり、本市の環境づくりや市民の取組みの強み等を改めて整理し、今後の国際協力のあり方や可能性を見出していく必要がある。

## II 都市の中の自然生態系を守り、つくる。

- 山地、丘陵地、田園地帯の面的な保全の枠組（規制や方針等）は確立。
- 森林のストック化や農地の漸減傾向の中で、森林・農地の健全な循環（生産と消費の循環）の確保の重要性が高まる。
- 市街地の緑の創出は、一人当たり公園面積の目標は未達成であるが、百年の杜推進事業の中で様々な施策を実施しており、今後も継続が必要。
- 市街地などで生物多様性の低下又は市民の関心の低下の可能性。自然との触れ合い機会の確保のほか、指標設定の再検討も必要と考えられる。

### 目的・ねらい

- 自然が豊かな山地、都市と山地の緩衝地帯に相当する丘陵地を保全する。法的規制のない丘陵地についても環境保全の配慮を行う。
- 田園地帯の特性である保水機能、屋敷林等も含めた多様な生態系の基盤や景観の形成に着目し、水田等の保全を図る。
- 市街地－丘陵地・田園地帯との連続性に注視しつつ、市街地内において、残された緑地の保全、緑化や親水空間の整備とこれらのネットワークの構築を図る。
- 生物の生息・生育環境の保全と復元・創造を推進する。

### 施策体系

- II 都市の中の自然生態系を守り、つくる
1. 山脈から丘陵地までの緑を保全する
    - ① 土地利用規制の徹底
    - ② 二次林・人工林の維持管理等
    - ③ 自然とのふれあい空間の確保
    - ④ 緑を守る仕組みづくり
  2. 田園地帯の特性をいかす
    - ① 農地の保全と活用
    - ② 環境に配慮した農業基盤の整備
  3. 市街地の自然を守り、つくる
    - (1) 身近な緑を確保する
      - ① 身近な緑地の保全
      - ② 都市内緑化の推進
    - (2) 水辺空間を確保する
    - (3) 緑と水のネットワークを形成する
  4. 生物の多様性を確保する
    - (1) 貴重な自然を保護する
      - ① 生物の生息・生育状況調査と保護
      - ② 希少野生生物の保護
    - (2) 生物の生息・生育環境を保全する
      - ① 生態系に配慮した事業展開
      - ② 生物生息・生育空間の連続性の確保

### 定量目標

- ⑥ 2010年度（平成22年度）末における一人当たりの都市公園面積について、20㎡とすることを旨とする。[1995年度（平成7年度）末：7.7㎡]
- ⑦ 2010年度（平成22年度）における身近な生き物の認識度について、市内のあらゆる地区において1994年度（平成6年度）レベルより向上させることを旨とする。

## 概況・実績

### 森林や農地の保全

環境保全や開発関係の法令の整備により市域の約半分が保存すべき地域として指定（図Ⅱ－1）されるなど、面的な保護・保全の制度はほぼ確立している。さらに、土地利用調整条例、環境影響評価条例も制定し、適正な開発の誘導と環境影響の回避・低減を図っている。長引く経済不況や人口増加率の鈍化の影響から、開発圧力は低下し、平成12年以降は市全体の森林は概ね維持してきたものの、宅地開発としての需要の高さからか、農地の減少は歯止めがかかっていない（図Ⅱ－2）。

図Ⅱ－1 緑の保存状況

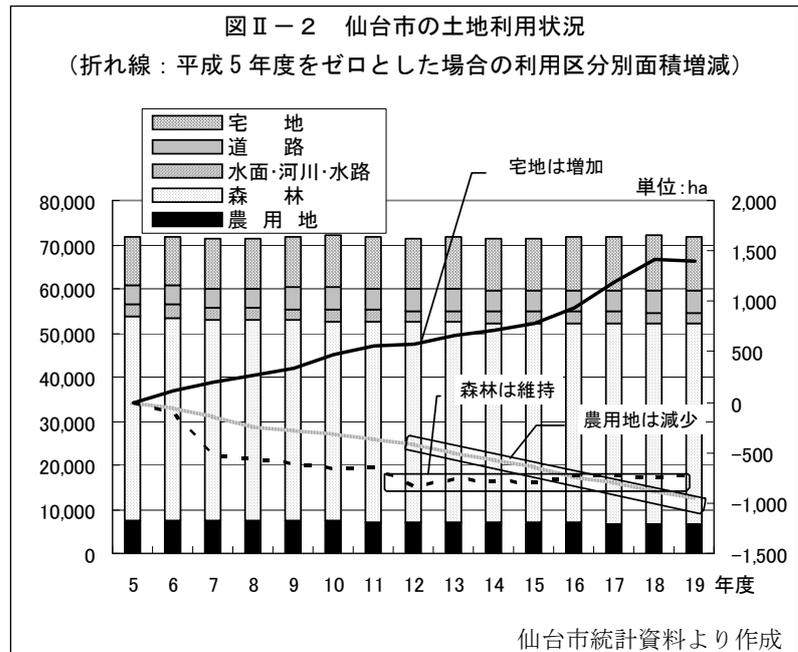
（平成21年4月1日現在）

区分	名称	根拠法令等	面積 (ha)
営造物の緑	都市公園	都市公園法	1,274.5
	史跡地	文化財保護法	6.0
	墓園	地方自治法	370.7
	その他の施設		33.8
	小計 (A)		1,685.0
地域制の緑	風致地区	都市計画法	270.9
	特別緑地保全地区	都市緑地法	81.0
	保安林	森林法	21,990.9
	天然記念物	文化財保護法	38.5
	県自然環境保全地域	県自然環境保全条例	621.7
	緑地環境保全地域	県自然環境保全条例	3,936.0
	国定公園	自然公園法	2,675.0
	県立自然公園	県立自然公園条例	26,163.7
	保存緑地	杜の都の環境をつくる条例	662.2
	特別環境保全区域	広瀬川の清流を守る条例	263.0
	天然記念物	仙台市文化財保護条例	1.3
	指定面積計	56,704.2	
	小計 (B)	37,388.5	
	合計 (A) + (B)	39,073.5	
	市域面積	78,809.0	
	市域面積に対する割合 (%)	49.6	

※面積の合計・小計は重複指定分を除いた実面積

民有林の維持管理、育成については、民有林造林・育林及び振興事業を実施し、維持管理等の支援を行っている。みんなの森づくり事業では、市民による植樹（こけしの森づくり事業）や森林アドバイザー養成講座の開設、レクリエーション等の場を整備している。

農業については、環境負荷の少ない生産方式に取り組む生産者（「エコファーマー」）への認定誘導やレクリエーション農園設置事業等の事業を実施した。



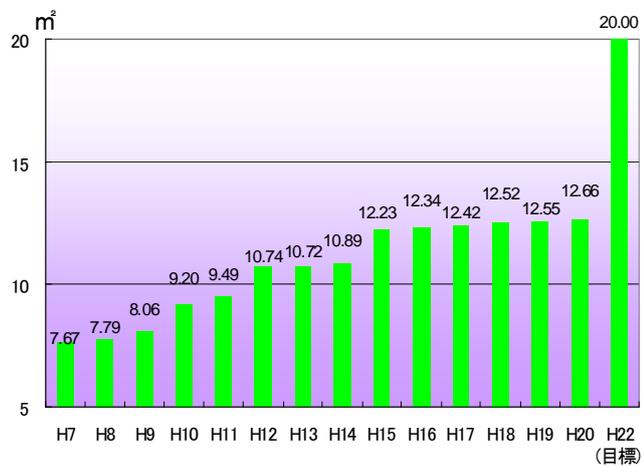
### 市街地内の緑を増やす

市街地内の緑の創出については、緑の基本計画「仙台グリーンプラン21」を策定し、緑地を計画的に配置する『市街地の「緑の回廊づくり」』、市民植樹及び緑化助成制度などにより市民による植樹を進める『市民による「100万本の森づくり」』、「学校の森づくり」等、様々な施策を実施している。定量目標として一人当たりの都市公園面積を掲げているが、達成は困難な状況である（図Ⅱ-4）。

図Ⅱ-3 「百年の杜づくり行動計画」  
重点取り組み施策

- ①市街地の「緑の回廊づくり」
- ②市民による「100万本の森づくり」
- ③市民トラストの森
- ④屋敷林・鎮守の杜の保全
- ⑤学校の森づくり
- ⑥建築物等の緑化助成
- ⑦わがまち緑の名所100選
- ⑧子どもの自然体験学習林
- ⑨緑の相談所
- ⑩市民緑の交流バンク

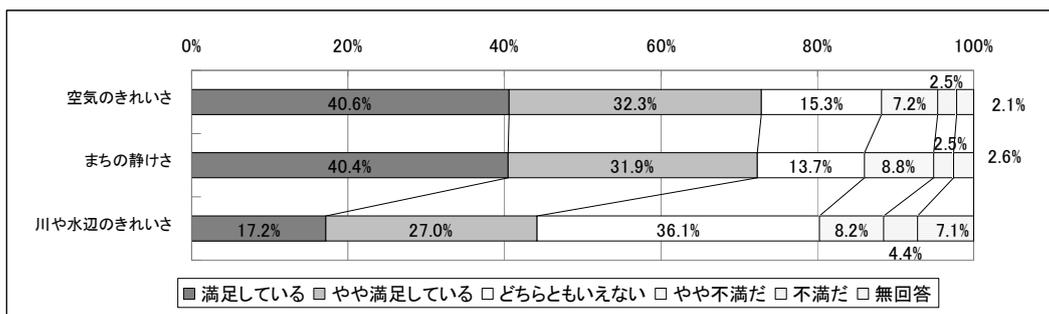
図Ⅱ-4 一人当たりの都市公園面積



### 水辺空間の確保

水辺空間の確保については、多自然川づくりや広瀬川に関する取組み等がなされてきた。ただし、市民意識調査からは他の大気や緑化等と比較して水辺に関する満足度が低く、水に触れ合う機会が低下していることが要因になっているものと推測される（図Ⅱ-5）。

図Ⅱ-5 周辺環境の満足度（市民意識調査（平成20年度実施））

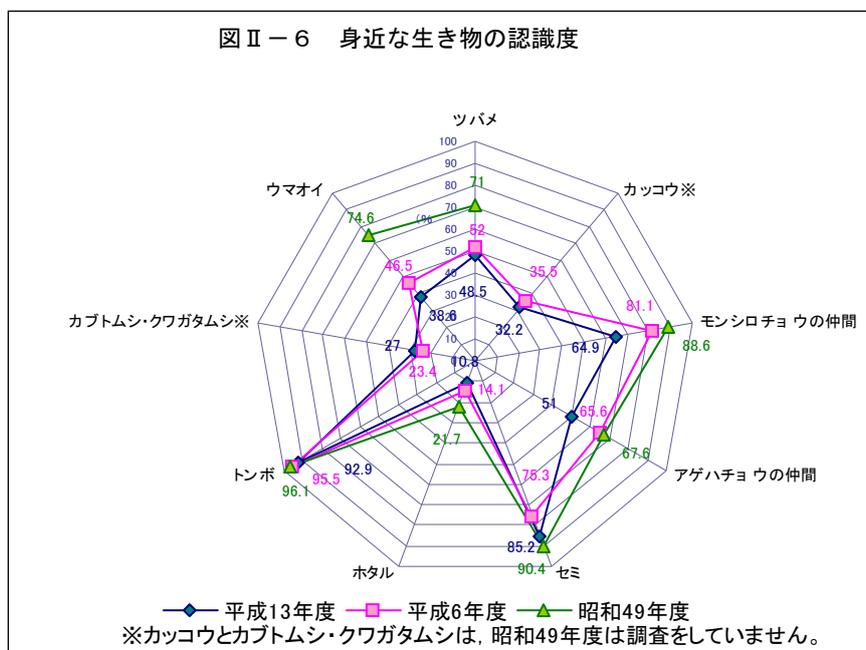


## 生物の多様性の確保

仙台市では自然環境基礎調査を実施し、生物の生息地域や植生図など基礎的な情報をまとめ、事業の立地選定の際の資料等として活用されている。このほか仙台市も含めた宮城県内について宮城県がレッドデータブックを作成している。平成10年には「ビオトープ復元・創造ガイドライン」を作成し、施設整備担当者や学校関係者向け講習会の開催等を実施した。小学校等を中心にビオトープを整備し、生物の生息・生育環境の確保に加え、環境教育にも活用されている。

身近な生き物の認識度調査（図Ⅱ-6）では、ウマオイ、ツバメ、モンシロチョウ等、身近に見られた動物・昆虫の認識度の減少が大きい。子供に人気の高いセミ、カブトムシ・クワガタムシはそれほど認識度が低下していない。生息環境の低下の傾向はあるものの、それ以上に触れ合い機会の低下、人々の関心の希薄化が懸念される。

図Ⅱ-6 身近な生き物の認識度

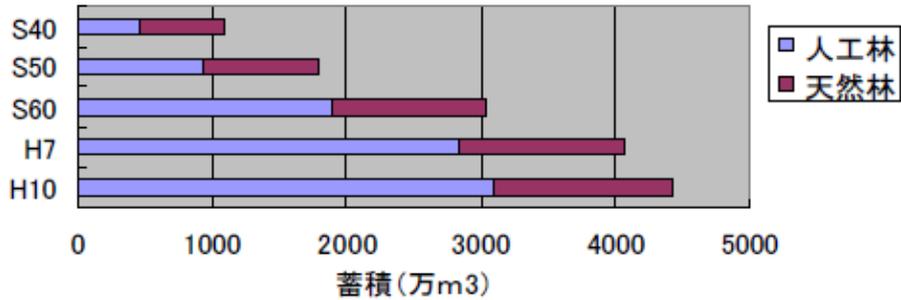


## 評価・課題

森林の維持はほぼ達成できたが、農地は減少が続いている。しかし、平成20年には、これ以上市街化を拡大しないという方針をより明確（第6回仙塩広域都市計画区域区分見直しに係る仙台市案作成の方針）にしており、これからの開発は原則として鉄軌道沿線に限られるなど、農地・森林の保全は概ね図られると期待される。

近年の林業をとりまく状況として、安価な外国産材の輸入等による価格の低迷から採算性が合わず、伐採が進まない森林資源のストック化が進んでいることが懸念される（図Ⅱ-7）。林業の維持管理への補助や普及啓発等を行っているが、地域と一体となった育成-維持管理-利用のシステムの構築や地域ブランドの創出等により農林産物の活用の場を広げるなどして、農地・森林の健全な循環を確保することが重要である。

図Ⅱ-7 森林資源の増加状況（民有林）



出典：宮城県 新世紀みやぎ森林・林業ビジョン

近年では、適正に維持管理された森林が二酸化炭素吸収の能力が高いことが明らかとなり、森林の育成と木材の活用による炭素固定化も注目されている。絶滅危惧種が集中して生息生育する地域の多くが里地里山（二次林や農地）であること、都市と自然との緩衝地帯としての機能が低下してきたことによりサルやクマ等の獣害が増加していることなど、森林・農地の維持管理・更新の重要性は益々高まっている。

緑地の創出については、厳しい財政状況のなか取組んでおり、市民の満足度等も高い（図Ⅱ-8）。今後こうした取組みを継続していくとともに、ボリュームのある特徴的な緑の創出等も含めて検討していくことが望まれる。一人当たりの都市公園面積についての定量目標は達成されていないが、他政令市と比較すると高い水準（政令市中第2位）であり、財政状況も勘案しながら目標を再設定する必要がある。

生物多様性については、指標がなく評価は困難であるが、市全体では概ね維持しつつも、市街地で多様性が低下又は市民の関心が低下しているものと思われる。特定の絶滅危惧種の保護等が必要な状況ではないため具体的施策に乏しいが、生物多様性の基礎となる自然環境保全は取組まれている。また、直接生物多様性に影響を与えるものではないが、市民の自然への触れ合いの機会や関心の向上等、環境教育的な施策を中心に展開していくことも考えられる。

図Ⅱ-8 仙台市施策目標調査

①生活環境の満足度（上位3項目）

順位	概ね満足 （「満足」＋「どちらかといえば満足」）	概ね不満 （「どちらかといえば不満」＋「不満」）
1位	家のまわりの静けさ（76.4%）	スポーツ施設などの利用のしやすさ（42.1%）
2位	空気や水などのきれいさ（75.2%）	図書館や文化施設などの利用のしやすさ（40.6%）
3位	公園や緑の豊かさ（75.0%）	休日・夜間などの救急医療体制（39.9%）

②仙台市の魅力について

順位	魅力を感じる （「非常に魅力を感じる」＋「どちらかといえば魅力を感じる」）	魅力を感じない （「どちらかといえば魅力を感じない」＋「全く魅力を感じない」）
1位	緑豊かな環境（84.6%）	地下鉄や道路網などが整備され交通の便がよいこと（40.6%）
2位	海・山に近く気軽に自然と親しめること（83.2%）	市民活動に参加しやすい環境（35.0%）
3位	四季を通じて穏やかな気候（82.5%）	人情味にあふれていること（32.0%）

③仙台市の施策評価

順位	評価する （「非常に評価する」＋「どちらかといえば評価する」）	評価しない （「どちらかといえば評価しない」＋「全く評価しない」）
1位	街の中の緑の保全・創出（61.3%）	渋滞緩和の対策（49.8%）
2位	自然環境の保全（58.8%）	自転車・歩道整備などの交通安全対策（47.2%）
3位	ごみ減量・リサイクルの推進（58.4%）	安心して生活できる防犯体制の整備（38.4%）

出典 平成20年度 仙台市施策目標調査（市民アンケート）集計結果（概要版）

### Ⅲ 多様な地域環境をいかした魅力ある地域づくりを進める

- 住民による地域づくり活動やその支援は、環境以外も含む様々な分野で取組まれている。
- 市政に住民意見を反映するための各種仕組みは整ってきているものの、地域住民自らによる個性的な地域環境づくりの推進には、なお課題がある。

#### 目的・ねらい

- 地域毎にそれぞれの魅力を持つ多様性に富んだ都市を形成するため、自然的資源や歴史・文化・景観的資源等の保全と活用を図る。
- 地域環境に対する住民の認識を高めるため地域の環境資源の調査やとりまとめを推進する。
- 個性的な地域づくりのため、住民意見の声が市政に反映される仕組みを整備する。
- 地域住民が計画策定と実践の担い手となり、住民自らの地域の環境づくりを推進する。

#### 施策体系

- Ⅲ 多様な地域環境をいかした魅力ある地域づくりを進める
1. 環境資源をいかした魅力ある地域づくりを進める
    - (1) 地域の環境資源を活用する
      - ① 自然的資源の保全と活用
      - ② 歴史的文化的資源の保全と活用
    - (2) 地域環境への認識を高める
  2. 地域住民による地域環境づくりを推進する
    - (1) 住民の意見を市政に反映する
      - ① 広聴制度の充実等
      - ② 事業計画への住民参加
    - (2) 住民自らの環境づくりを支援する
      - ① 住民による環境計画の策定
      - ② 相談窓口の整備

### 概況・実績

#### 環境資源を活かした魅力ある地域づくり

地域の環境資源を活かした地域づくりについては、「泉ヶ岳ファミリーアドベンチャー」等の自然的資源の活用のほか、屋敷林・鎮守の杜の保全、縄文の森広場の整備等歴史・文化・景観的資源の保全と活用を図ってきた。また地域環境についての歴史等をまとめる「地元学」も行われ、地域の環境資源の認識に役立っている。

#### 地域住民による地域環境づくりの支援

住民の意見を市政に活かす仕組みとして、環境影響評価における市民意見提出の制度や市政全般を対象とした「市民の声」等がある。個別の計画におけるパブリックコメントの実施のほか、地域住民の意見を取り入れた事業として、ワークショップや説明会等を活用した公園整備が一般化している。住民自らの環境計画づくり等の支援については、特に明らかな事例はなかったものの、情報拠点としての環境交流サロンの運営や情報の収集・発信に努めている。

図Ⅲ-1 「泉ヶ岳どきどき体験」



図Ⅲ-2 「広瀬川で遊ぼう」



## 評価・課題

地域住民や NPO の活動は、環境という分野に捉われず一般的に行われるようになってきている。環境の観点からは、例えば環境に特化した形でさらに取組みを強化または支援する、あるいは二酸化炭素排出削減やごみ減量・リサイクルのように、市民ぐるみの取組みが特に重要であるような施策の実施形態の一つとして展開するというように、地域住民や NPO のニーズも把握しながら、今後の展開を検討する必要がある。

住民の声を活かす仕組みとしては様々なものがあり、公園整備などで参加型の事業実施の事例も見られるが、地域住民自ら地域の将来像も検討するような計画作りの事例は乏しく、なお課題があると考えられる。こうした取組みには、地域の側での「機運の盛り上がり」が重要であり、行政としてその醸成にどの程度関与しうるかについては検討の余地はあるものの、少なくともそうした取組みを行いやすい体制を維持し、意欲のある住民の意思を十分に受け止められるようにしておくことが、今後必要である。

## IV 健康で安全かつ快適な生活環境を確保する

- 大気・水質・土壌等、環境監視体制は確立。
- 大気・騒音・水質等、環境基準項目は概ね達成しているが、光化学オキシダントについては未達成。
- 工場・事業場等に対する規制・指導の体制は確立。自動車対策は低公害車等の普及促進や啓発等を実施。汚染物質濃度（NOx, SPM）は減少傾向。
- 環境質の向上には、水質等の数値的な向上のみでなく、市民ニーズの把握、市民が質を実感できる手立て、指標の工夫等の一体的な展開が必要。

### 目的・ねらい

- 環境汚染の低減を図るため、環境監視を継続的に実施する。
- 汚染の未然防止を図るため、化学物質の適正利用・適正管理に関する対策を進める。
- 排出源対策として工場・事業場等に対する規制と指導を行うとともに、自動車公害対策や生活排水等の小規模発生源対策を行う。
- 廃棄物処理施設の適正配置と適正管理を行う。
- 環境の質をより高めるため、排ガスや排水の高度な処理システムの導入を検討する。

### 施策体系

- IV 健康で安全かつ快適な生活環境を確保する
1. 環境汚染を未然に防止する
    - (1) 環境監視を充実する
      - ① 環境監視体制の充実
      - ② 市民による環境チェック
    - (2) 化学物質等による環境汚染防止を図る
      - ① 化学物質等の適正利用
      - ② 化学物質等の適正管理
    - (3) 発生源対策等を推進する
      - ① 排出規制対策
      - ② 自動車公害対策
      - ③ 小規模発生源対策
      - ④ ごみの散乱防止
      - ⑤ その他あらゆる側面からの環境管理
  2. 廃棄物の適正処理を推進する
    - ① 廃棄物処理施設等の適正配置と適正管理
    - ② 廃棄物の適正処理
  3. 環境質をより高める

### 定量目標

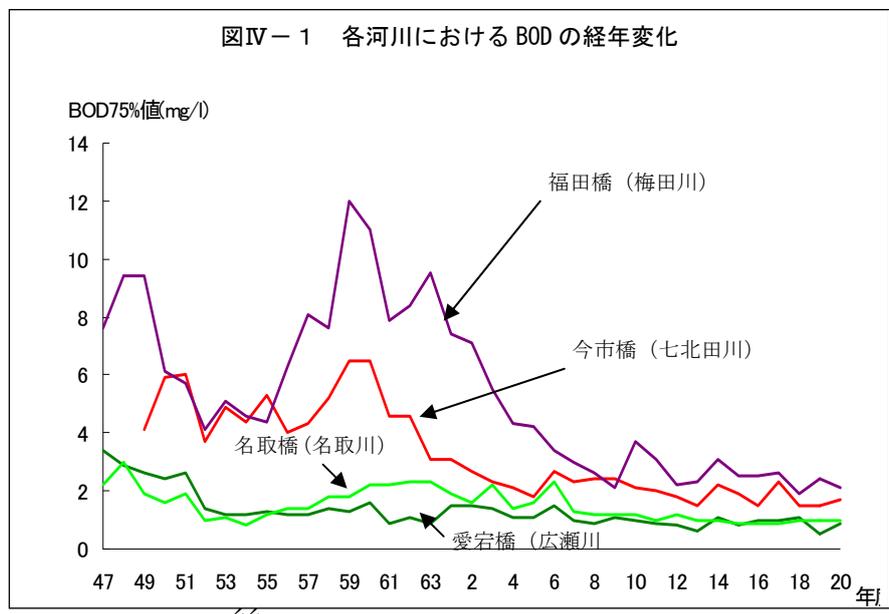
- ⑧ 国の環境基準について、非達成の場合はできるだけ速やかに達成し、既に達成されている場合には現状より悪化させないように努める。なお、二酸化窒素については、「1時間の1日平均値が0.04ppm（国の環境基準のゾーン下限）以下であること」を目標とする。
- ⑨ 2010年（平成22年）における自動車からの窒素酸化物排出総量について、1990年（平成2年）レベル[4,383t]より20%以上削減することを目指す。
- ⑩ 2010年度（平成22年度）末において、市の所有する車両における低公害車及び低公害型車両の割合を30%以上にすることを目指す。[1996年度（平成8年度）末：約3%]  
また、民間事業者に対しても積極的に低公害車等の普及を図るとともに、エコステーションの設置を促進することを目指す。

## 概況・実績

### 環境監視

市内の大気・水質等の環境基準項目については、定期的・広域的できめ細かい監視体制が充実した。公害関係法令に基づく工場・事業場の規制・指導等による効果もあり、本市は概ね良好な環境の質を維持している（図IV-1、IV-2）。

図IV-1 各河川におけるBODの経年変化



図IV-2 大気汚染に係る環境基準等達成状況

測定局名 測定項目	一般環境大気測定局										自動車排出ガス測定局						
	高砂	岩切	鶴谷	榴岡	長町	中山	中野	七郷	山田	泉	宮城	五橋	台原	苦竹	木町	将監	長命
二酸化いおう				○		○	○						○				
二酸化窒素	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
一酸化炭素													*			○	
非メタン炭化水素				△								△				△	

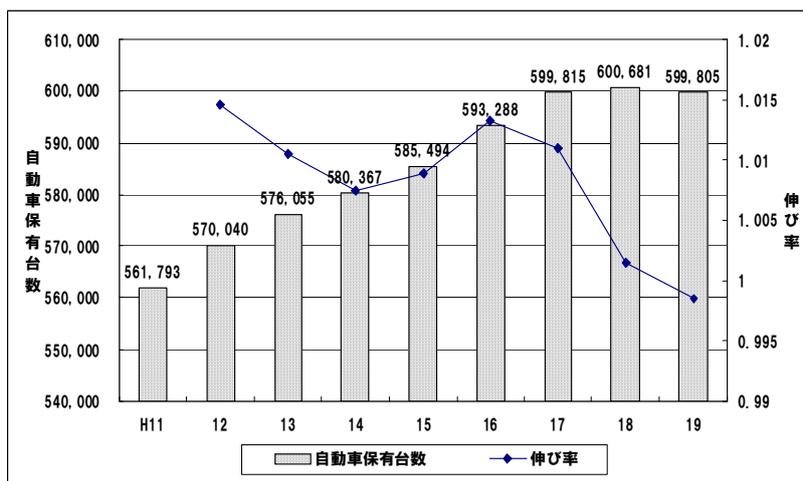
(注) 1 環境基準 達成：○ 非達成：× 2 炭化水素の△は環境省指針非達成  
 3 光化学オキシダント以外の項目は長期的評価による 4 台原局は移転につき有効測定時間に満たなかったためはずしている

有害化学物質対策・自動車公害対策

ゴルフ場における農薬の使用の指導や PRTR 法に基づく移動量や排出量の届出等、有害化学物質の指導、実態の把握を行っている。

汚染物質排出の大きな原因の一つである自動車については、自動車保有台数の減少、自動車排出ガス規制強化、低公害型自動車の普及、アイドリングストップや使用抑制といった啓発等の結果、汚染物質濃度(NOx、SPM)は減少傾向にある。

図IV-3 自動車保有台数と伸び率の推移



環境質を高める

本市は大気質、騒音、水質のほとんどの環境基準を満たすなど、数値的には比較的良好な環境を維持してきた。しかし、良好な水質であっても川や水辺に対する満足度が低い(図II-5)という例のように、質が高いことと市民の満足度は必ずしも比例しないことに留意する必要がある。

評価・課題

環境監視体制、工場・事業者に対する規制・指導体制はほぼ確立している。これらの適正な実施に伴い、市の環境は比較的良好な環境を維持しているものの、引き続きこうした監視・検査体制は継続していく必要がある。市保有の低公害車導入目標は順調に達成しているほか、自動車からのNOx等の有害物質排出は、規制強化や自動車自体の性能向上によりかなりの効果を上げている。

環境質を高めることについては、市民の要求の把握、触れ合う機会の確保・創出、満足度を指標とする等、単に環境質の数値的な向上を図るだけではなく、それを市民が実感できるような一体的な展開が必要と考えられる。

## V 新しいくらしのスタイルをつくる

## VI 新しいくらしづくりを支援し、推進する

- ごみ減量・リサイクルや省エネルギー等の各種啓発事業を実施。計画策定時と比べ市民の環境配慮意識は向上。
- 環境教育・学習の機会や場の用意、プログラム開発、情報提供や講師派遣の支援等を実施。今後、取り組みの広がりや、指導者層の充実等も期待される。
- 事業者を対象に地域版の環境マネジメントシステム導入支援等を実施。今後、エコビジネスや環境保全型農業など、環境配慮と市場の活用とを結びつける取組が期待される。

### 目的・ねらい

- 今日の環境問題は個人のライフスタイルに密接に関係していることを考慮し、環境に配慮した消費行動や住まい方を推進する。
- 事業者の自主的な環境配慮を促進し、環境配慮と産業振興が両立する取組みを推進する。
- 環境づくりの担い手である市民、事業者、民間団体の活動を支援する。
- 意識と行動を変える環境教育・学習を推進し、また環境情報の収集・蓄積・提供の仕組みを体系的に進める

### 施策体系

#### V 新しいくらしのスタイルをつくる

1. 環境負荷の少ないくらしのスタイルをつくる
  - (1) くらしのスタイルを広げる
    - ① 環境に配慮した消費行動
    - ② 環境に配慮した住まい方
  - (2) くらしの情報を広げる
    - ① くらしの情報提供
    - ② くらしの新たな提案
2. 環境負荷の少ない産業活動のスタイルをつくる
  - (1) 事業者の自主的な環境管理を広げる
    - ① 事業者の環境配慮の支援
    - ② ラベリング（表示）制度の推奨
    - ③ 事業者の環境配慮の評価
  - (2) 環境保全に寄与する産業を振興する
    - ① エコビジネスの支援
    - ② エコショップの支援
    - ③ 環境保全型農業の普及
    - ④ グリーン・ツーリズムの普及

#### VI 新しいくらしづくりを支援し、推進する

1. 環境を守り、育てる市民・事業者の活動を支援する
  - (1) 市民・事業者の自主的な活動を支援する
    - ① 活動のきっかけの提供
    - ② 自主的な活動課題の提供
  - (2) 民間団体の活動を支援する
    - ① 民間団体の活動の支援
    - ② 民間団体のネットワーク化
2. 意識と行動を変える環境教育・学習を推進する
  - (1) 環境教育・学習を体系的に進める
    - ① 環境学習の場の整備
    - ② 学校、地域、家庭、職場というあらゆる場での環境教育・学習の推進
  - (2) 環境情報を交換する
    - ① 環境情報の提供
    - ② 環境情報の交流

### 概況・実績

#### 環境負荷の少ないくらしのスタイルづくり

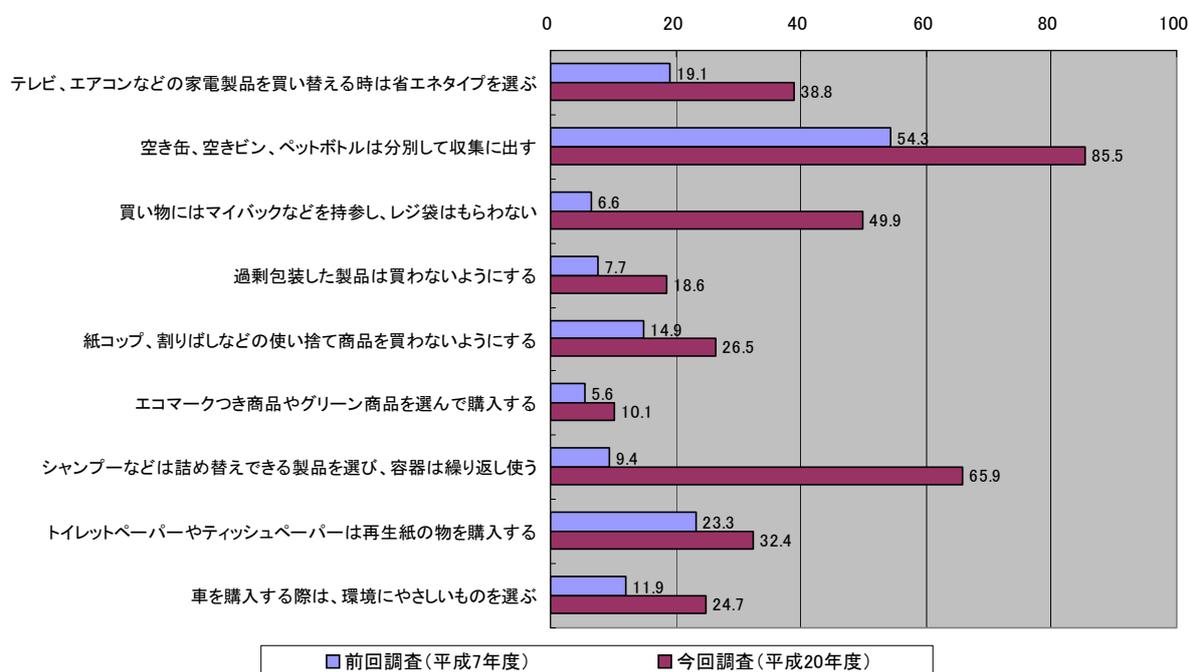
環境に配慮した行動や住まい方の啓発、それらの情報提供については、本計画策定以降、ごみ減量・リサイクル、包装の削減、グリーン購入、エコドライブの推進、家庭における省エネの啓発などが行われてきたが、特に、「100万人のごみ減量大作戦」のキャンペーンキャラクター「ワケルくん」（平成14(2002)年～）は全国的にも高い知名度を持つに至り、ごみ減量・リサイクルのポータルサイト「ワケルネット」は環境goo大賞を4年連続で受賞するなど利用者からも高い評価を得た。

図 V・VI-1 ごみ減量・リサイクル情報紙「ワケレター！」



市民の環境配慮意識や行動について、平成7(1995)年と平成20(2008)年の結果を比較すると、意識の向上や行動の定着の傾向が明らかに見て取れる(図V・VI-2参照)。

図V・VI-2 ライフスタイルについて「常に行っていると回答した人の割合」(%)

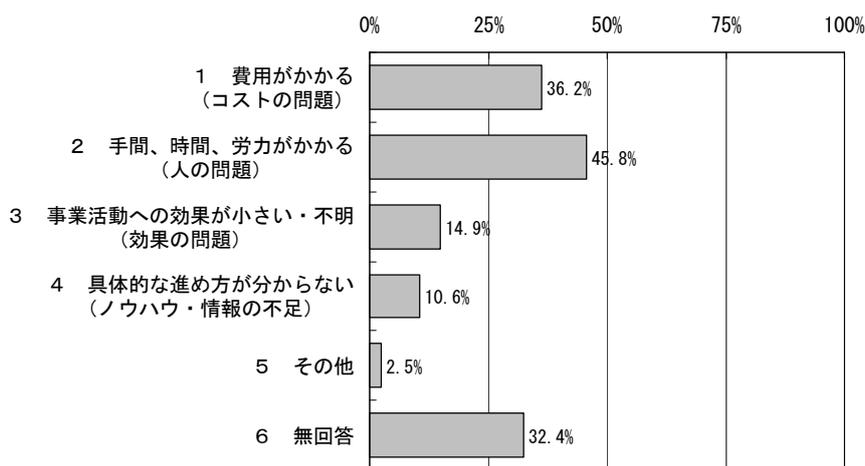


出典：市民意識調査(H20実施)

### 環境負荷の少ない産業活動のスタイルづくり・事業者の取組みの支援

近年ではISO14001を取得する企業が増えたものの、取得のための経費や手間がかかるといった声も多い(図V・VI-3参照)。そこで平成15(2003)年に地域版環境マネジメントシステム「みちのく環境管理規格(みちのくEMS)」を策定し、平成20年度までに、80事業所が認証を取得した。(図V・VI-4参照)なお、現在ではこの認証の事業運営をNPO法人に移管している。

図V・VI-3 環境配慮に関する取り組みにおける問題、障害

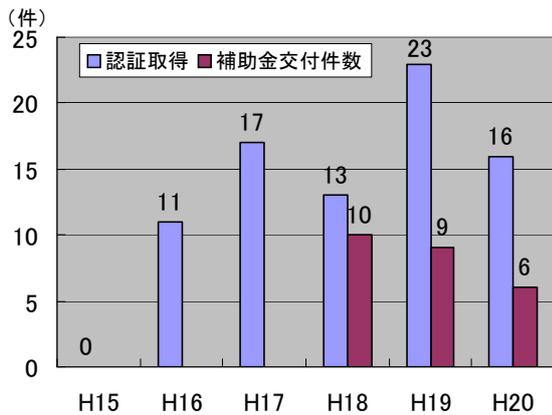


(N=1,134)

環境保全に寄与する産業振興の取組みとしては、グリーン文具を取り扱う店舗を登録し、ホームページ上で「せんだいグリーン文具取扱店」として紹介したり、環境に配慮し、ごみ減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店舗や事業所を「エコにこショップ」「エコにこオフィス」として認定するなどの事業を行っている。(図V・VI-5参照)

図 V・VI-4

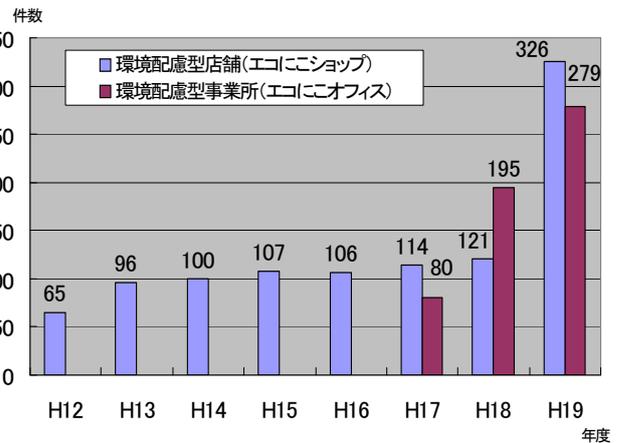
みちのく EMS 認証取得数・補助金交付件数の推移



出典：環境都市推進課資料

図 V・VI-5

環境配慮型店舗・事業所 認定店舗・事業所数



出典：リサイクル推進課資料

### 環境保全産業の振興

近年では地産地消の考えから、地域内で生産された農産物を生産者自らが販売する動きも盛んになってきた。また、安全・安心の観点から、無農薬低農薬の農産物などの環境保全型農業が普及してきている。また、グリーン・ツーリズムへの参加促進については、他地域との連携による取組が行われ始めている。

### 環境教育・学習の推進、民間団体のネットワーク化

家庭・地域・学校・NPO・事業者・行政等あらゆる主体のパートナーシップを構築し、全ての市民が環境教育・学習に参加するための機会や場を作ることを目標に「杜の都の市民環境教育・学習推進会議（FEEL Sendai）」が設立（平成 16（2004）年）された。市内の環境資源を活用した学習プログラムを、市内の NPO などが作成し、そのプログラムを通じて環境問題に気づき、自ら環境に配慮した行動ができる人を育てる「杜々かんきょうレスキュー隊」等の事業を展開し、環境教育や環境情報の発信に努めている。

また、地球環境を保全し、より快適な生活環境を作るため、ごみ減量、再生利用、環境美化などを含めた環境問題について市民に広く訴えかけることを目的として、「アメニティ・せんだい推進協議会」が設立（昭和 63(1988)年。平成 13(2001)年改称）されている。ライフスタイルを見直し、ごみの少ない暮らしを目指して、「ごみ減量・リサイクルわかる本」発行等の事業を展開し、3Rの環境配慮行動の呼びかけなど普及啓発に努めている。

### その他の環境教育・学習に関わる事業の推進

環境学習の場の整備として、市役所庁内での「環境学習コーナー」（現在は、「環境交流サロン」）の運営のほか、「キッズ百年の杜」ホームページ作成とそれを利用した環境教育実践校の支援、カブトムシの森づくり事業、八木山動物公園の動物糞を使用した環境教育や渡り鳥観察会、自然体験学習林事業等などが実施されている。その他、家庭における環境教育・学習のツールとしては、環境への配慮を自分でチェックできる「エコ・チャレンジ」の作成、さらには学校での環境教育・学習の推進のため、上記の環境プログラムの活用等のほか、環境関連の人材情報の提供や、講師謝礼金支援、コンクールの実施等を行っている。

### 評価・課題

普及啓発については、今後もその時々重点的なテーマも設けながら定期的実施すべきものであり、

特に、CO<sub>2</sub>の削減や資源・エネルギーの節約等の当面の課題への取組みが必要となる。

事業者の取組みについては、現状では環境マネジメントシステムの導入支援が主であるが、本計画でも想定していたエコビジネスや、環境保全型の農業などの切口から、環境配慮と市場の活用とを結びつける取組の推進が、今後より期待される。

環境教育・学習は直接の効果の検証は困難であるものの、環境に関する市民の意識の把握など、何らかの形で検証を行う必要があると考える。取組みを継続しながら、自主的・自発的な学習の取組の輪を広げていくことが必要であり、そのための指導者層の充実やESDの地域拠点としての広域圏という特長を生かすことなども課題である。

### 3 推進体制等（計画の進行管理、市民・事業者の関わり）

本計画の推進体制としては、行政レベルと市民・事業者レベルのそれぞれについて規定されており、行政についてはPDCAサイクルなどによる計画の進行管理の仕組みの構築が、市民・事業者については、行政との連携・協力の体制や仕組みづくりが中心となっている。

#### （1）市における推進体制

本市の推進体制としては、

- ① 市の率先行動計画の策定
- ② 計画の推進・進行管理システムの構築
- ③ 開発事業等に対する環境面からの調整システムの構築 が規定された。

このうち、①の率先行動計画は、「仙台市環境率先行動計画」として平成10（1998）年に策定し、翌年には、その進行管理の一環としてISO14001の認証取得（政令指定都市初）、また、平成18（2006）年には、仙台市環境率先行動計画、ISO14001等を集約し、「新・仙台市環境行動計画」として改定した。

この計画では、庁舎・施設の管理や事業活動による環境負荷低減を具体的に進めるため、目標を設定し、外部の専門家による外部環境監査を実施し、毎年発行する環境報告書の中でその達成報告を行い、見直しを行うPDCAサイクルに基づく運用がなされている。環境報告書については、平成12（2000）年に、環境省の「環境レポート大賞奨励賞」を受賞した。なお、この計画に基づく取組みの一環として、環境に配慮した商品やサービスを購入する「グリーン購入」に市として積極的に取組み、平成11（1999）年にはグリーン購入ネットワーク（環境省の関連団体）の主催する「グリーン購入大賞」優秀賞、平成16（2004）年には「グリーン購入大賞」大賞を受賞、また、グリーン購入ネットワークと共催で、「グリーン購入世界会議」を主催する（平成16（2004）年）などの活動もあった。

また、②の計画の推進・進行管理システムについては、本計画の進行管理にもPDCAサイクルの考え方を導入し、市役所内における「杜の都環境プラン推進本部会議」の設立、年次報告書「仙台市の環境」の作成と環境審議会への報告、報告書と評価内容の公表を定めた。また、「環境の保全と創造を目的とした施策」については、定量目標に基づく指標の動向を把握しつつ施策の総合調整を実施し、「環境に影響を及ぼすおそれのある事業」については、開発事業等に対する環境面からの調整を行うことを定めた。

また、前述したように、環境影響評価（環境アセスメント）制度が条例により導入されたが、行政としてより積極的に取組むため、公共事業におけるより早期の計画段階から環境面での調整を図るためのシステムの構築を規定し、環境調整システムが構築（平成12（2000）年）された。

#### （2）市民・事業者との連携・協力体制

市民・事業者が関わる推進体制については、まず、環境教育・学習などの領域における連携・協力のための推進母体の設立が規定された。現在、市民が関わる推進組織で、環境部門の事業でこのような趣旨に基づいて設立されたものには、杜の都の市民環境教育・学習推進会議（FEEL Sendai）（平成16（2004）年設立。環境教育・学習）、地球温暖化対策推進協議会（平成14（2002）年設立。地球温暖化対策推進（その後、独立の団体化））、アメニティ・せんだい推進協議会（平成13（2001）年改称。ごみ減量・リサイクル）などがあり、単なる会議体としてではなく、普及啓発や実践行動の主体としての役割を担って活動している。

また、環境に配慮した行動の普及や浸透のため、環境配慮意識の高い個人の市民を組織化し、行政と

協力しながら創意を活かした活動を市民参加のもとで展開する連携・協力の例として、まち美化ネットワーク（平成 12（2000）年開始。まち美化）、クリーン仙台推進員（平成 7（1995）年開始）などがある。そのほか、ごみ減量・リサイクルや、国際交流などの個別のテーマで、行政と NPO がその都度の連携・協力により事業を実施する例がある。

事業者に関わる連携・協力では、上記の市民組織において事業者としての参加例があるほか、中小企業向けの環境マネジメントシステム「みちのく EMS」（平成 15（2003）年）の認証を、NPO 法人が主体的に関わるなどの活動が見られる。

### 第3章 本計画の総括的な評価と課題

前章まで、(1)条例・計画等、(2)施策・事業等、(3)推進体制 のそれぞれの実施内容と結果とについて概略的に述べた。本節では、本計画に基づく上記の取組みをもとに、総括的・全体的な評価として、本計画が達成した点と、今後に向けて見出される新たな課題について述べる。

#### 1 本計画が達成したもの

##### (1) 環境分野の計画行政としての枠組み確立

本計画策定以降、特に計画でその制定等が明記された環境影響評価条例（下記(3)）、環境率先行動計画（下記(7)）をはじめ、各種の個別計画や取組みの出発点となり、環境部門（環境局所管業務）における条例、計画の体系や推進体制は確立した。

また、公害対策、廃棄物対策などの従来からの課題への対応や、地球環境問題への対応（CO<sub>2</sub>削減、フロン類の管理等の指導、熱帯林由来の製品の使用抑制等）などを実施したほか、市民啓発、環境教育・学習、事業者への働きかけについても取組むなど、環境分野としての取組み体制の整備がなされた。

##### (2) 仙台市の基本的な政策への本計画の理念と方向性の反映

本計画の核となる考え方である、地球環境時代における持続的な都市環境の形成や、事業実施等における環境配慮、市民との協働による杜の都の豊かな環境の保全と創造などは、本計画の翌年に計画決定した仙台市基本計画にも踏襲され、都市計画、交通政策、緑化、農業、上下水道、都市景観等、市役所内の関連計画・関連施策の中でも環境に配慮した施策の方向性が一般化した。

また、これらとともに、市政の中でも、「杜の都」の良好な環境と市民の関わりによる環境づくりの歴史を本市の強みと捉え、「環境先進都市」を標榜しそれに向けた努力を重ねていくという方向が定着した。

##### (3) 「都市の成長管理」に向けた制度的対応

本計画の主要な狙いであった「都市の成長管理」については、環境影響評価制度や土地利用調整システムの構築・運用が始まったこと、関連する分野において、集約型の市街地形成を志向した計画策定や施策の推進がなされたこと、さらに、人口の増加及び都市域の拡大圧力自体の鈍化傾向ともあいまって、最近では開発等に伴う環境への著しい影響は沈静化するなど、制度制定当時の狙いは概ね達成されたといえる。

##### (4) 本市の良好な環境の維持

本計画に基づく取組みの全体を通じて、自然環境の状況、大気や河川の質、ごみの減量などの多くの点について、概ね良好な水準が維持されており、緑被率の高さ（政令市中1位）、大気中のNO<sub>2</sub>濃度（政令指定都市中最も低い）等のほか、本プランが掲げる10の重点目標の多くが達成された。また、こうした仙台の環境や環境政策は、外部からのイメージや認知という点でも高い評価を受けている（※）。

※ 例えば、「全国都市のサステナブル度調査」（「日経グローバル」誌 2008.1）では、50万人以上の都市の総合評価で仙台市は2位（環境保全に関する評価は2位）。

## (5) 先進的、先導的な取組みの実施

具体的な取組みのレベルでも、外部から高い評価を受けるものが少なくなかった。公共施設への太陽光発電システムの設置数（現在 46 基で、政令市中トップクラス）、ISO14001 の認証取得（平成 11（1999）年。政令市初）、イクレイ世界理事への仙台市長の就任（平成 15（2003）年）、環境報告書の環境レポート大賞奨励賞受賞（平成 12（2000）年）。グリーン購入大賞の受賞（平成 17（2005）年）、「持続可能な開発のための教育の 10 年（ESD）」のための地域拠点としての仙台広域圏の指定（平成 17（2005）年。国内初）、100 万人のごみ減量キャンペーンキャラクター「ワケルくん」へ高い評価と環境 goo 大賞における部門特別大賞・ユーザー大賞受賞（平成 20（2008）年）など、全国的にも高く評価される取組みを行い、また、更なる施策推進の原動力ともなってきた。

## (6) 市民の関わり の 深まり、意識の向上

本計画は、環境配慮行動の主体としての市民の意識や行動に期待し、計画に位置づけたことが特色であったが、調査からは市民の環境配慮行動の実施率は向上しており、市民の環境意識は高まっている。また、市民の自発的な行動を促すことについては、地球温暖化対策や環境教育・学習など個別の取組みの中で、市民や NPO、地域と協働で事業を実施する機会も顕著に増加した。環境 NPO の活動の広がり、市民協働による推進体制の確立といった「財産」も生まれており、地域・市民レベルからの実践の基盤は少しずつ強化されている。

## (7) 本市自身の事業者としての取組みとその進行管理手法が確立

本計画策定後、計画に規定された環境率先行動計画の策定や、その後の ISO14001 の認証取得等を通じ、市役所自身の事業活動が環境に配慮されたものとなるよう取り組んできた。こうした活動を通じて、職員一人ひとりの意識向上が図られ、市の事務事業や市が関わるイベント等における環境配慮が定着したほか、例えば、紙使用量や電力使用量等が目に見える効果として現われるなど、費用の大きな節減効果も生まれている。

## 2 今後の課題

以上の達成内容に対し、なお残された問題のほか、本計画策定以降の状況の中で新たに増えてきつつある課題がある。以下、A. 計画を取り巻く状況の変化や新たな環境課題、B. その他、現計画で残された課題 C.（それらの環境課題に対応した）次期計画への検討課題、という観点から記述する。

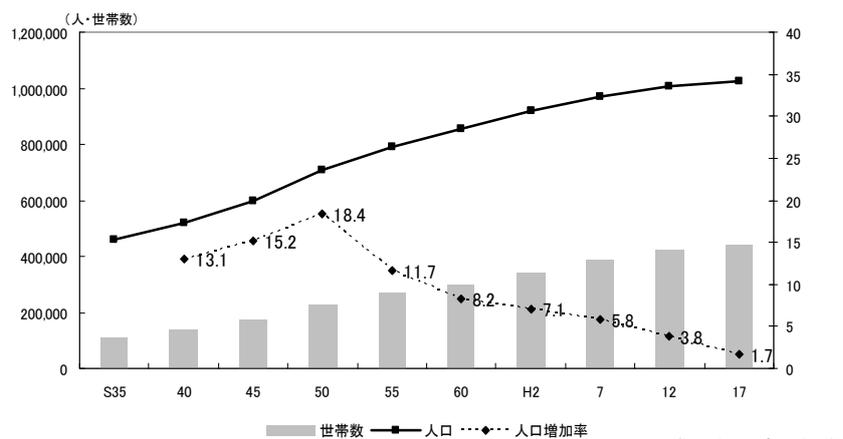
### [ A. 計画を取り巻く状況の変化や新たな環境課題 ]

本計画策定後に生じた外部環境の変化や、これまでの取組みに伴う環境改善自体による新たな課題の発生、環境課題等の構造変化など、計画を取り巻く状況に変化が生じている。

#### (1) 計画の外部環境の変化

仙台市の人口は漸増傾向が続いているが、伸び率・増加数は緩やかになっており、将来的には人口減少に転じることが予想される。市街地の拡大傾向も沈静化しており、環境政策としても、拡大に対する対応から、人口等の「定常化」更には「縮小化」への転換を意識した視点（例えば、衰退の回避や、経済的な活力の増進など）も加味した対応が求められる。

仙台市の人口と世帯数、人口増加率の推移

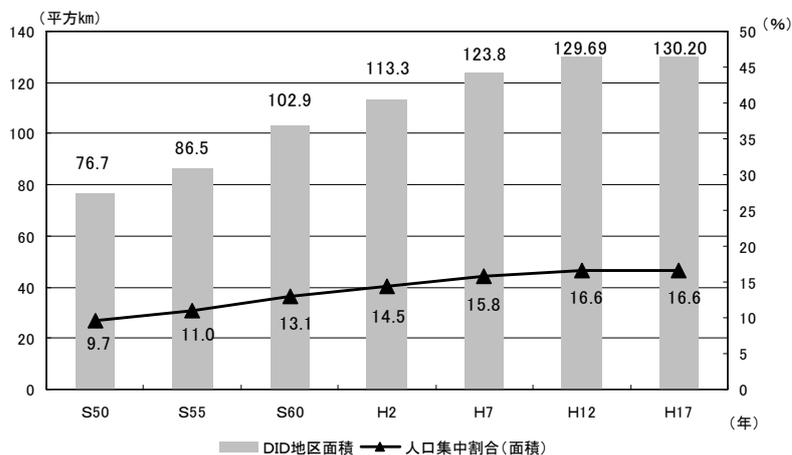


出典：仙台市統計書

[人口と世帯数、人口増加率の推移]

本市の人口は、人口増加基調を維持しているものの、近年その伸びは鈍化している。人口増加率をみると、昭和45年から昭和50年の18.4%をピークに減少している。

仙台市域内の人口集中地区（DID）の面積・人口の割合



出典：仙台市統計書

[DIDの面積・人口の割合]

市域内の人口集中地区(DID)は、平成7年以降は人口の約88%、面積の約16%で近年はほぼ変化がない状況。

※ 人口集中地区(DID)：

広義にとらえた市街地で、国勢調査に対して、人口密度が約4,000人/平方kmを超える調査区の集合体で、合計人口が5,000人を超える範囲。

(2) 環境課題等の変容

① 課題の解決・改善による新たな課題の発生

従来の課題の解決により、より高い質の環境の水準達成やより高い目標を掲げた制度づくりが課題として浮上しつつある。

例えば、大気質（PM2.5など新たな指標への対応など）やごみ減量・リサイクル（より高い減量目標やリサイクル率の設定など）については、良好な環境の維持という視点のみならず、より「質の高い環境」の実現を図るといった観点からの取組みが求められる。また、既に定着を見た制度などについても、制度の趣旨を踏まえた次の段階の目標（例えば、事業の構想、計画立案段階から環境影響評価を行う戦略的環境影響評価制度の検討）への取組みなども期待される。

② 課題の問題構造の変化や重要性の変化

従来からある環境課題についても、様々な知見の蓄積や、近年の国内外の動きに伴って生じつつある問題構造の変化、課題が持つ重要性の変化（高まり）などに対応することが求められる。例えば、次のようなものがあげられる。

#### ア 「低炭素社会」、「資源循環型社会」構築への要請

地球規模での気候変動の顕在化や、将来的な化石資源の逼迫の懸念から、資源の大量消費に支えられた社会・経済のあり方を見直す必要性や緊急性が一層高まっている。ごみ減量・リサイクルを通じた資源循環型社会の構築が求められているほか、二酸化炭素の発生抑制については、課題解決の困難性から、点的な排出抑制の取組みに留まらず、今や、社会構造の変革をも含んだ、「低炭素社会」の形成が謳われるに至っている。効率的で省エネを志向したエネルギー利用システムや交通システムの構築が求められており、本市としても、中心市街地が集中した比較的コンパクトな都市構造、自然資本が豊かである等の本市の特性を活用した、低炭素社会の仙台の姿と都市のシステムを描くことが求められている。

#### イ 「真の自然共生・生物多様性の保全」実現への要請

本市では、森林等の自然の減少に一定の歯止めがかかった一方で、森林や農地などと人間の関わりのあるあり方が改めて課題となっている。人口減少の時代における地域の維持や、生態系の保全に関わる課題である。特に本市の環境特性から、本市の環境の基盤を構成する山から海までの自然の骨格を、その維持のための地域のシステムや豊かな生態系も含めて将来に継承すること、市民活動や経済活動の中でこれらの自然を有効に活用し、真に人と自然が共生する都市モデルを確立すること、は重要な課題である。

#### ウ 「持続可能な社会・経済の仕組み」構築への要請

都市間競争の中で、居住地として、また経済活動の場として「選ばれること」を目指す今日の都市にとって、高度な都市機能や利便性に加え、潤いや美しさも含めた良好な環境を兼ね備えることは、ますます重要となっている。仙台にとっても、良好な環境づくりを支える高い意識を持った「環境市民」やコミュニティのあり方、環境と経済が好循環し都市の活力に寄与する仕組みのあり方など、持続可能な都市を支える社会・経済の基盤の形成が求められている。

### ③ 課題解決のための技術、意識や行動などの蓄積

これらの課題への対応のために、利用可能性が飛躍的に向上している環境技術（例えば、省エネルギー技術や再生可能エネルギー等）をこれまで以上に積極的に活用することはもちろん、本計画策定時に比較して高まっている市民・NPO や事業者の環境意識や行動、さらに、「学都仙台」の財産である大学が持つ知識やノウハウなどを、それ自体、課題の解決に寄与する本市に固有の財産として、最大限に活かしていくことが求められる。

## [ B. その他、現計画で残された課題]

次に、上記のような環境変化とも関連しながらも、本計画に基づくこれまでの施策の実施結果から、直接に見出される課題（現行計画で残された課題）としては、以下のものがある。

### (1) 目標未達成の課題への取組み

本計画の重点目標のうち、二酸化炭素排出量、一人あたり公園面積のほか、光化学オキシダント等の一部指標は未達成となっており、これらの未達成目標への対応は今後の課題である。それぞれの指標の性格に応じて、以下のような観点を考慮しながら、対応を検討していくことが求められる。

#### ① 更なる取組みの強化

例えば、「二酸化炭素排出量」については、特に高い割合を占める民生部門や運輸部門での一層の削

減が必要であるが、社会構造の変革も含む「低炭素社会構築」が課題となっているように、目標達成のためにはこれまでの取組みの延長では不十分であり、交通政策、再生可能エネルギーの活用拡大など、環境部門以外や市民・事業者との連携・協力の強化も含めた、政策的な資源の動員が求められる。これまでと異なったレベルで、事業の洗い出しや施策の組み立て方自体の再構築を含めた取組みが求められる。

## ② 目標の再検討

例えば、「一人当たり公園面積」については、新規整備を必要とするものであり、この目標達成を前提とするならば経済動向・予算動向も踏まえた公園整備の予算的裏付けと連動した目標設定が必要である。また、一方で現行計画策定後、公共・民間施設に設けられた緑地も広義の都市の中の緑として認知されるようになっており、それらが含まれない「一人当たり公園面積」の目標は、都市内の緑化を推進するという当初の政策目標との間に乖離も生じているため、このような状況の変化に対応するよう目標の見直しを行うことが求められる。

## ③ 適切な指標設定の検討

例えば、「身近な生き物の認知度」や「雨水の浸透状況」については、一方では数値の向上への取組みの工夫を進めることはもちろんであるが、指標自体が本計画において実験的に設定されたものでもあること（生き物の認知度）や、具体的な取組みの結果が反映しにくい測定方法になっていること（雨水の浸透状況）などから、今後、政策目標に照らしたより適切な指標の検討や測定手法の検討を引き続き行うことが求められる。

## ④ 科学的な知見の蓄積と継続的な取組み

例えば、「光化学オキシダント」については、一方で原因物質である窒素酸化物や炭化水素の排出抑制対策を継続的に進めることはもちろんであるが、光化学オキシダント発生メカニズムや、市外からの原因物質流入の可能性等も含めた状況の評価など、最新の科学的知見の蓄積も進め、継続的なモニタリングと併せて取組んでいくことが求められる。

## (2) 市民・事業者の取組みの広がり と 充実

市民、事業者の関わりについては、これまでの取組みに加え、次の段階として、より社会・経済の仕組みが環境に配慮したものとするという観点に立ち、以下の通り取組んでいくことが求められる。

### ① 自律的な環境行動の広がり と 充実

市民の取組みについては、活動機会や場の用意、情報やプログラム提供等続く取組みは既に行われているが、今後は、(ア)市民の自律的な取組みの更なる推進、(イ)そのための指導者層の充実や、学校での環境教育の促進、(ウ)市民の創意を生かした取組み機会の充実、(エ)低炭素社会づくりや循環型社会づくりなど、テーマ性を持ったプログラムの体系化の促進等が求められる。

### ② 経済の仕組みを活用した取組みの充実

経済システムの活用については、これまで事業所単位での環境マネジメントシステムの導入支援等が中心だったが、今後はそれに留まらず、(ア)環境ビジネスの育成等の、産業振興的なアプローチ (イ)「エコポイント」に見られるような、経済的インセンティブを活用したアプローチ (ウ)地域資源を活用したコミュニティビジネス等の、地域づくりと連動したアプローチ など、「環境と経済」との循環の関係を様々な角度から活かすような取組みが求められる。

### (3) プランの推進及び進行管理についての工夫の必要

計画の推進に関して現計画の運用から見いだされる課題としては、進行管理や指標による評価の仕組みの運用などを中心に、以下のようなものがある。

#### ① 継続的な改善のための仕組みの設定

本計画の進行管理については、現状では実施主体である担当部署からの報告の取りまとめによる、実績報告書「仙台市の環境」の製作が主であるが、PDCA サイクルに基づく進行管理の趣旨からは、プランの目標を踏まえた評価と、次の取組みへの反映という仕組み（PDCA サイクルの、「C→A」の部分）の充実が求められる。

#### ② 中間的な評価の仕組みの設定

計画評価のサイクルとして、「仙台市の環境」発行による年次報告とは別に、数年おき等の中間的な評価や、事業内容や目標設定を適宜見直しができる仕組みを設け、計画を取り巻く状況の変化への対応やフィードバック可能な仕組みを作ることが求められる。

#### ③ 指標の見直し

重点目標や指標の設定については、本計画の持つ、基本計画という性格にふさわしいものという観点と、下位計画や個別の施策・事業の進行管理をどのような指標で行うかという観点などを考慮し、改めて検討することが求められる。

#### ④ 指標の活用方法等の改善

本計画での指標の活用は、数値の推移の経年的なモニタリングと目標値との比較が中心であるが、目標の達成、未達成と問わず、指標に関わる現行の水準値などの動向が、どのような意味を持つものなのか、政策目標の達成にどう繋がるのか、どのような取組みを今後進めるべきか等について、可能な限り目標の達成に向けたメカニズムも含めて説明され、また市民により分かりやすい形で伝わるよう留意することが求められる。

## [ C. 次期計画策定に向けた検討課題]

以上述べてきた、計画を取り巻く状況の変化や、現行計画で残されたことを踏まえ、次期計画の策定に向けた検討課題について、以下の通り整理する。

### (1) 新たな環境課題への戦略的対応

計画をめぐる状況の変化や新たな環境課題にも対応した、環境政策としての戦略的対応が必要である。上に例示した低炭素型の都市の構築や、人口減少に向かう状況での持続可能な都市づくり、徹底した循環型社会構築などの新たな課題は、いずれも対症的な手法で解決できるものではなく、社会・経済の仕組みの変革まで関わるような大きな課題と考えられるものである。そして、その課題解決は、本市固有の環境特性や環境資源を踏まえ、今後の本市の発展にも寄与する戦略性を必要とするものである。本計画が、策定当時の仙台市の環境課題に応え、幾つかの新たな取組みの出発点となり、「環境先進都市・仙台」の基礎となったように、次期計画もまた、新たな課題に適合した有効で先導的な取組みと、その出発点となるような戦略的な方向性を対応を提示するものである必要がある。

## (2) より質の高い環境の保全・創造に向けた新たな目標の設定

今後の目標や取組みの設定に際しては、より高い環境の質を保つ観点から、大気質、水質、騒音等やごみ減量・リサイクルについてはより高い目標設定を行うことが期待されるほか、都市緑化、生物の多様性の保全等についても新たな指標設定を検討することが必要である。また、新たな目標の実現のために、現行の施策や関連する制度などについても必要に応じて見直すなど、取組み自体の質も向上させることが必要である。そして、そのためには、本計画での課題でもあった、取組の継続的な改善を図るための計画の進行管理の仕組みを検討することも併せて必要である。

## (3) 市役所全体の総合的な取組み

課題への対応のため、従来以上の総合的な行政を目指すことが必要である。本計画の策定後、環境以外の多くの分野でも、本計画が掲げた環境配慮の考え方や取組みは定着している。しかし、上述したような今後の重要課題に対応するためには、例えば、機能集約型都市構造の推進、自動車使用の抑制、緑化の推進や森林や農地の保全などの、いずれも環境部門を超える、或いは領域をまたがるテーマに取組んでいく必要がある。改めて、環境の視点から総合的な行政を構想し、また推進することが必要である。

## (4) 環境づくりを支える社会・経済の良好な循環の形成

これからの本市のあり方として、環境面のみならず、社会・経済面も含めた「良好な循環」を地域の中で確保し、環境・社会・経済のそれぞれが持続可能であるような都市を目指すことが必要である。よりよい環境の実現は、支える市民や、町内会・NPO・商店街などによる取組みも含めた社会的な仕組みのほか、地産地消や環境負荷の少ない商品の使用等も含めた、経済的にも成り立ち地域活性化に寄与する仕組みなどがあってこそ成り立つものである。様々な主体との協働により、市民や地域の取組みの蓄積や豊かな力を活かしていくことが必要である。

## (5) 法令や国の施策動向等への対応

なお、上記の環境変化への対応にも関連することとして、法令や国レベルの施策動向など、環境政策の枠組みの変化への対応が必要となる。例えば、地球温暖化対策推進法の改正への対応（地方公共団体実行計画の策定等）、環境基準の見直し動向への対応（PM2.5への対応等）などが当面想定される。その際、個別の法制度に対する単発的な対応に終わることなく、本市としての環境課題、本市として望ましい方向性という視点から、総合的に取組んでいくことが必要である。

現計画の計画期間の満了（平成22年度）以降の計画の策定にあたっては、上記の評価とともに、仙台市が直面する環境課題についてさらに掘り下げた検討を行った上で進めていくことが必要である。

環境政策を巡って国内外で大きな動きが見られる今日、新たな環境課題への対応が、これまで「環境先進都市」を標榜してきた本市の真価を試す試金石となることが予想される。

本「杜の都環境プラン」が、杜の都の豊かな環境と、それを守り、育ててきた市民の活動等を仙台の財産と捉え、「杜にまなび、杜といきる都」を環境面から目指すべき都市像とし、良好な環境の保全と創造の取組みを行ってきたように、改めて本市が受け継いできた環境と、市民との関わりという資産に立脚しながら、今日の環境課題に対して将来本市が進むべき方向を見出していくことが必要である。

第1章 「杜の都環境プラン」の概要

(1) 策定時期・期間・根拠・位置づけ : H9.3 決定。仙台市環境基本条例に基づき、本市の環境に関わる基本計画として策定

<p>② 背景認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地球環境問題への認識</li> <li>② 仙台の環境づくりの歴史への認識</li> <li>③ 新たな視点での取組みの必要性への認識</li> </ul>	<p>③ 課題認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市型環境問題（人口増や都市の拡大、ヒートアイランド、水循環の不健全化、自動車公害等）</li> <li>② 公害、自然環境の状況、資源・エネルギーの利用と消費、アメニティ</li> <li>③ 地球環境問題（温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等）</li> <li>④ 資源・エネルギーの利用と消費</li> </ul>	<p>④ 都市像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市成長の適正な管理を行う</li> <li>② 将来の世代や他の地域の環境への配慮</li> <li>③ 環境に配慮した行動</li> <li>④ 「杜の都・仙台」の豊かな環境の活用</li> </ul> <p>すべき都市像に、「【杜】にまなび、【杜】といきる都」を設定</p>
---	---	--

当時の仙台市の大きな課題であった、「都市成長の適正な管理」を第一に掲げるとともに、地球環境、都市環境、生活環境の視点から、4つの都市像（施策）を示した。

第2章 本計画に基づくこれまでの取組み

1 条例制定・計画策定等

- 従来の公害対策や廃棄物対策等に加え、本計画に基づき各種条例・計画等が新規に制定・策定・全面的な改定等がなされ、環境分野の計画体系が確立。
- ① **都市環境のバランス管理**（環境影響評価条例、土地利用調整条例制定。仙台市基本計画に本計画の理念と方向性が反映し、都市整備、交通政策、緑化等の関連領域でも環境への配慮が一般化。機能集約型の都市構造や、公共交通の利用の促進等の取組みを進める枠組みが形成された。）
- ② **地球温暖化対策**（地球温暖化対策推進計画（H14 全面改訂）及び関連施策）
- ③ **環境教育・学習**（環境教育・学習プラン（H14））
- ④ **水環境の創造**（水環境プラン（H11））、**自動車公害**（自動車環境負荷低減対策（自動車環境負荷低減計画（H9、H16 改定））
- ⑤ **ごみ減量・リサイクル推進**（一般廃棄物処理基本計画（H11 策定））
- ⑥ **行政の率先行動の推進**（環境率先行動計画（H10）、ISO14001 取得（H11）、新・環境行動計画策定（H18）

2 施策・事業等

- I 環境負荷の少ない循環型の都市をつくる**
- 土地利用に関する規制・調整制度の確立により、水循環の維持は概ね図られた。
  - エネルギー使用抑制、地球温暖化対策に関する市としての率先的な取組みと意識啓発を実施するも、今後、より実効的な取組みが必要。
  - ごみ減量の目標は達成、リサイクルについての目標は概ね達成。今後、より高いレベルの取組みが期待される。
  - 拠点形成とそれを結ぶ交通軸による、効率がよく環境負荷の少ない都市づくり（機能集約型都市形成）が着手された。
  - 環境負荷の少ない交通体系の形成のため、今後、鉄軌道・バスの公共交通機関、自転車の利用、物流、道路網の整備等を含めた総合的な交通戦略の推進が必要。
  - オゾン層保護、酸性雨対策、熱帯林保護については取組みが確立した。
  - 国際協力は、改めて本市の強みから可能なあり方を見出すことが期待される。

- II 都市の中の自然生態系を守り、つくる**
- 山地、丘陵地、田園地帯の面的な保全の枠組（規制や方針等）は確立。
  - 森林のストック化や農地の漸減傾向の中で、森林・農地の健全な循環（生産と消費の循環）の確保の重要性が高まる。
  - 市街地の緑の創出は、一人当たり公園面積の目標は未達成であるが、百年の杜推進事業の中で様々な施策を実施しており、今後も継続が必要。
  - 市街地などで生物多様性の低下又は市民の関心の低下の可能性。自然との触れ合い機会の確保のほか、指標設定の再検討も必要と考えられる。

- III 多様な地域環境を活かした魅力ある地域づくりを進める**
- 住民による地域づくり活動やその支援は、環境以外にも含む様々な分野で取組まれている。
  - 市政に住民意見を反映するための各種仕組みは整ってきているものの、地域住民自らによる個性的な地域環境づくりの推進には、なお課題がある。

- IV 健康で安全かつ快適な生活環境を確保する**
- 大気・水質・土壌等、環境監視体制は確立。
  - 大気・騒音・水質等、環境基準項目は概ね達成しているが、光化学オキシダントについては未達成。
  - 工場・事業場等に対する規制・指導の体制は確立。自動車対策は低公害車等の普及促進や啓発等を実施。汚染物質濃度（NOx, SPM）は減少傾向。
  - 環境質の向上には、水質等の数値的な向上のみでなく、市民ニーズの把握、市民が質を実感できる手立て、指標の工夫等の一体的な展開が必要。

- V 新しいくらしのスタイルをつくる／VI 新しいくらしづくりを支援し、推進する**
- ごみ減量・リサイクルや省エネルギー等の各種啓発事業を実施。計画策定時と比べ市民の環境配慮意識は向上した。
  - 環境教育・学習の機会や場の用意、プログラム開発、情報提供や講師派遣の支援等を実施。今後、取組みの広がりや、指導者層の充実等も期待される。
  - 事業者を対象に環境マネジメントシステム導入支援等を実施。今後、エコビジネスや環境保全型農業など、環境配慮と市場の活用とを結びつける取組が期待される。

3 推進体制

- (1) 行政における推進体制
  - ① 市の率先行動計画の策定（PDCAサイクルの導入、ISO14001、グリーン購入等）
  - ② 計画の推進・進行管理システムの構築（「仙台の環境」発行、審議会への報告等）
  - ③ 開発事業等に対する環境面からの調整システムの構築
- (2) 市民・事業者との連携・協力体制
  - 推進母体の設立（環境教育・学習、地球温暖化対策、ごみ減量・リサイクル等）
  - 市民の参加、協力（まち美化、クリーン仙台推進員等）、その都度の連携
  - 事業者の関わり（みちのくEMSへの事務局としての関わり等）

第3章 本計画の総括的な評価と今後の課題

1 本計画が達成したもの

- (1) 環境分野の計画行政としての枠組み確立
- (2) 仙台市の基本的な政策への本計画の理念と方向性の反映
- (3) 「都市の成長管理」の一定の達成
- (4) 本市の良好な環境の維持
- (5) 先進的、先導的な取組みの実施
- (6) 市民の関わりが深まり、意識の向上
- (7) 本市自身の事業者としての取組みとその進行管理手法が確立

2 今後の課題

a. 計画を取り巻く状況の変化や新たな環境課題

- (1) 計画の外部環境の変化
  - 人口増の鈍化、都市の外延的拡大の沈静化
- (2) 環境課題等の変容
  - ① 課題の解決・改善による新たな課題の発生（大気質、水質、ごみ減量・リサイクル等）
  - ② 課題の問題構造の変化や重要性の変化
    - ア 「低炭素社会」、「循環型社会」構築への要請
    - イ 「真の自然共生」実現への要請
    - ウ 「持続可能な社会・経済の仕組み」構築への要請
  - ③ 課題解決のための技術、意識や行動などの蓄積
    - 利用可能性の高まる環境技術の積極的な利用、市民や事業者の高い環境意識や行動、大学の知識等を活かすこと

b. その他、現計画で残された課題

- (1) 目標未達成の課題への取組み（更なる取組みの強化、目標の再設定、指標の再検討、科学的知見の集積等）
- (2) 市民・事業者の取組みの広がりや充実
- (3) プランの推進及び進行管理についての工夫の必要（継続的な改善のための仕組み、中間的な評価の仕組み、指標の見直し、指標の活用方法の改善等）

c. 次期計画策定に向けた検討課題

- (1) 新たな環境課題への戦略的対応
- (2) より質の高い環境の保全・創造に向けた新たな目標設定
- (3) 市役所全体の総合的な取組み
- (4) 環境づくりを支える社会・経済の良好な循環の形成
- (5) 法令や国の施策動向等への対応

- 今後、直面する環境課題についてさらに掘り下げた検討を行いながら、次期計画の策定を進めていく必要がある。
- 環境政策を巡る大きな動きが国内外で見られる今日、新たな環境課題への対応が、「環境先進都市」を標榜してきた本市の真価を試す試金石となる。
- 改めて、本市が受け継いできた「杜の都」の環境と、市民と環境との関わりという資産に立脚しながら、将来進むべき方向を見出していく必要がある。